

---

# 瑞穂町下水道プラン

---

～ 快適で安心な社会を支える下水道 ～

令和3年3月改定

瑞 穂 町



**瑞穂町**

すみだいまち つながるまち あたらしいまち  
～”そぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～



## 瑞穂町下水道プランの改定にあたって

瑞穂町では、平成 26 年 3 月に今後 30 年間の下水道整備及び維持管理等、事業の基本的方向性を示す「瑞穂町下水道プラン」を策定しました。

「瑞穂町下水道プラン」の策定から 7 年が経過し、この間、瑞穂町の下水道事業においては、令和 2 年 4 月 1 日に地方公営企業法の財務規定等を適用し、複式簿記・発生主義に基づく公営企業会計に移行しました。また、令和 2 年度までに公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定することが求められています。

これらの状況から「瑞穂町下水道プラン策定委員会」による 3 回の審議とパブリックコメントを行い、経営戦略の要件を満たす形で「瑞穂町下水道プラン」を改定しました。

今後、下水道事業を運営するにあたり「快適で安全な社会を支える下水道」を引き続き基本理念とし、3 つの基本方針「快適に暮らせるまち」、「安全に安心して暮らせるまち」、「健全な下水道経営」に基づき、効率的な下水道事業を進めてまいります。

町民の皆様にも本計画へのご理解とご協力をお願い申し上げまして、計画改定にあたっての挨拶といたします。

令和 3 年 3 月

瑞穂町長 杉浦 裕之

# 目次

第1章 下水道プラン改定にあたり	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	3
第2章 下水道事業の概要	4
1. 下水道の役割	4
2. 下水道の分類	5
3. 瑞穂町下水道のあゆみ	6
第3章 下水道事業の現状と課題	7
1. 汚水整備の状況	7
2. 雨水整備の状況	9
3. 耐震対策の状況	11
4. 維持管理の状況（管路）	13
5. 維持管理の状況（ポンプ場）	15
6. 経営の状況	17
7. 主な業務指標の状況	22
8. 下水道プランの整備目標の検証	24
第4章 将来の事業環境	25
1. 処理区域内人口予測	25
2. 有収水量の予測	25
3. 使用料収入の見通し	26
4. 施設の見通し（汚水・雨水・ポンプ場）	26
5. 組織について	28
第5章 基本理念及び基本方針	29
1. 基本理念	29
2. 基本方針	30
3. 施策への展開	31
第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策	32
1. 「基本方針1：快適に暮らせるまち」	32
(1) 汚水対策の推進	32
2. 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」	34
(1) 雨水対策の推進	34
(2) 耐震化の推進	36
(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）	37
(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）	40
第7章 投資・財政計画	41
1. 投資試算	41
2. 財源試算	42
3. 投資以外の経費の試算	43
4. 投資・財政計画に未反映の事項	43
5. 投資・財政計画の概要	44

第8章 整備目標.....	46
1. 「基本方針1：快適に暮らせるまち」 .....	46
(1) 汚水対策の推進.....	46
2. 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」 .....	47
(1) 雨水対策の推進.....	47
(2) 耐震化の推進 .....	48
(3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査） .....	49
(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新） .....	50
3. 「基本方針3：健全な下水道経営」 .....	51
(1) 財政の安定化 .....	51
第9章 総合計画.....	52
1. 総合計画のスケジュール .....	52
2. 総合計画図.....	53
第10章 資料編.....	54
1. 改定の経緯.....	54
2. 委員名簿.....	55
3. 設置要綱.....	56
4. 経営比較分析表.....	58
5. 投資・財政計画.....	59

## 第 1 章 下水道プラン改定にあたり

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間

## 第1章 下水道プラン改定にあたり

### 1. 計画改定の趣旨

瑞穂町は、昭和49年度から下水道事業に着手し、令和元年度末時点で下水道普及率は、98.1%となっています。しかし、未普及地域への下水道整備、都市化の進展やゲリラ豪雨\*による浸水被害への対応、施設の老朽化や耐震性など、下水道は新たな課題に直面しています。

これらの課題に対応するため、今後は、未普及地域への汚水整備促進、雨水整備、耐震対策、適正な維持管理などの施策を推進する必要があります。

また、下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増しています。

このような中、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を令和2年度までに策定することが求められています。経営戦略とは、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とする「投資・財政計画」について、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように調整した収支計画です。

このため、瑞穂町では、経営戦略の内容も加え、経営戦略の要件を満たす形で「瑞穂町下水道プラン」を改定しました。

## 2. 計画の位置付け

本計画における施策の内容や実施スケジュールは、上位計画や関連計画との整合を図ります。

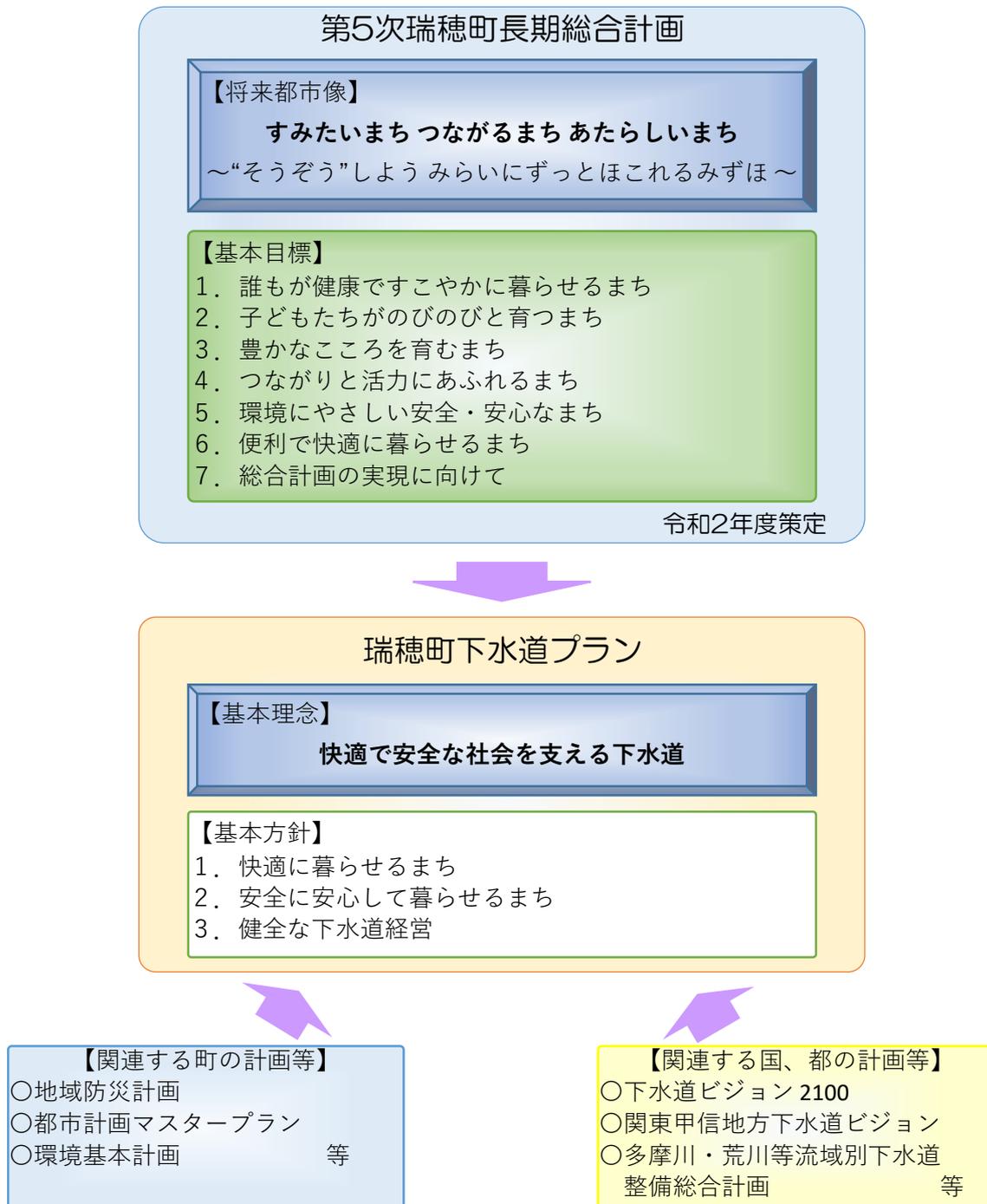


図 1-1 下水道プランの位置付け

### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を目標年次とする短期計画、令和12年度（2030年度）を目標年次とする中期計画、令和32年度（2050年度）を目標年次とする長期計画に分けます。

表 1-1 下水道プランの計画期間

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	～	令和32年度
瑞穂町 下水道プラン	短期					中期					長期	
経営戦略	経営戦略											
第5次瑞穂町 長期総合計画	基本構想											
						後期基本計画						

#### 経営戦略の事後検証

本計画のうち、経営戦略の対象期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。なお、今後は毎年度進捗管理を行い、3年から5年を目途に経営戦略の見直しを行います。

ただし、事業の進捗や社会情勢等の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、適宜見直しを行います。

経営戦略は、策定して終わりではなく、計画と実績との乖離と原因の分析と、分析結果の企業経営や「経営戦略」への反映が重要なため、「計画(Plan)－実施(Do)－検証(Check)－改善(Action)」のサイクルを導入します。

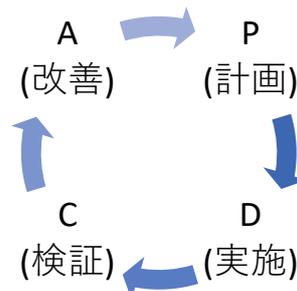


図 1-2 PDCA サイクルの導入

## 第2章 下水道事業の概要

- 1 下水道の役割
- 2 下水道の分類
- 3 瑞穂町下水道のあゆみ

## 第2章 下水道事業の概要

### 1. 下水道の役割

下水道は、『汚水』の収集・処理、『雨水』の排除を行います。

下水道の役割としては、主に以下の3点があります。

- **生活環境の改善**

日常生活・生産活動で排出される汚水を速やかに排除・処理することにより、悪臭の発生の抑制、伝染病を予防し、よりよい生活環境の改善に努めています。

- **浸水の防除**

都市部での降雨を海、河川等へと排除し、住民の生命と財産を浸水から守ると同時に、都市機能確保に貢献しています。

- **公共用水域の保全**

日常生活・生産活動で排出される汚水を処理場で浄化して、海、河川などへ放流し、水質保全の向上に努めています。

近年では「下水道における資源の有効活用」、「水循環の創出」、「集中豪雨等の都市型水害対策」についての取組みが注目されています。

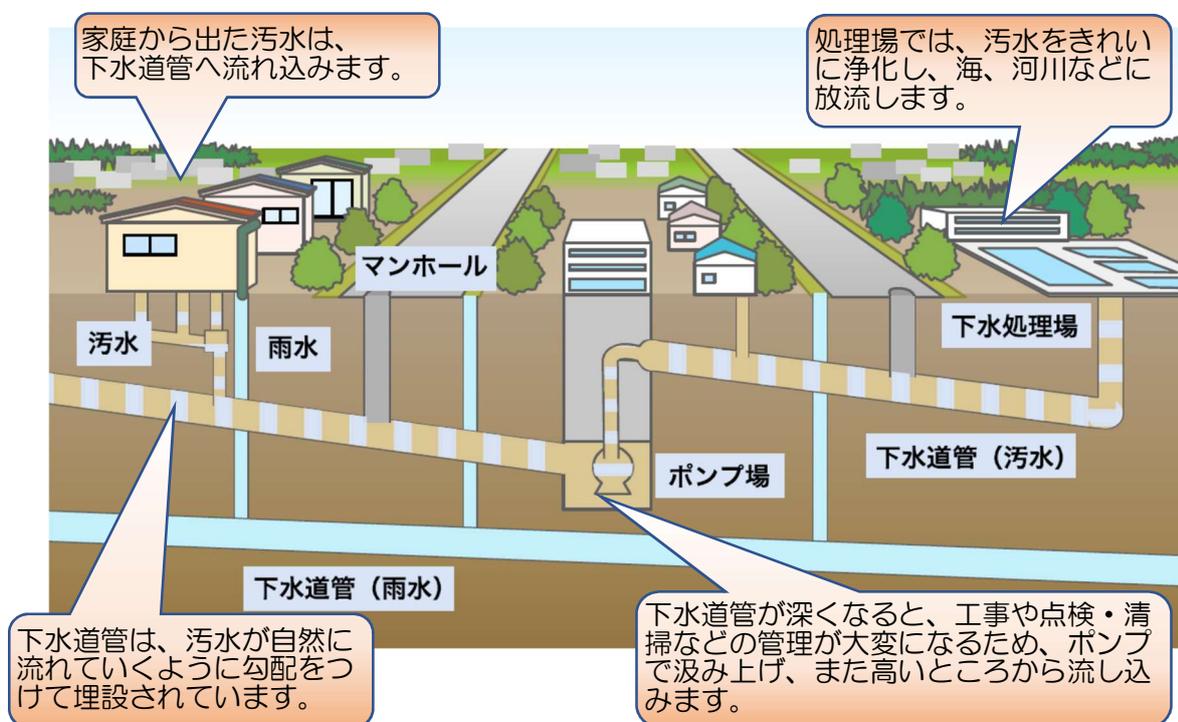


図 2-1 下水道の仕組み

(公益社団法人日本下水道協会 Web サイトより)

## 2. 下水道の分類

瑞穂町の下水道は、流域関連公共下水道<sup>\*</sup>であり、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流式下水道<sup>\*</sup>を採用しています。汚水は、公共下水道を経て流域下水道<sup>\*</sup>を流下して、昭島市にある多摩川上流水再生センターで処理しています。

また、雨水は、残堀川、不老川、福生市を經由して多摩川に排水しています。

### 【多摩川上流水再生センター】



図 2-2 多摩川上流水再生センター写真



図 2-3 多摩川上流水再生センター  
処理区域

多摩川上流水再生センターの処理区域は、青梅市・昭島市・福生市・羽村市・瑞穂町の大部分と立川市・武蔵村山市・奥多摩町の一部で、計画処理面積は 9,349 ヘクタールです。

処理した水は多摩川に放流するとともに、一部をろ過してセンター内の機械の洗浄・冷却やトイレ用水などに使用しています。また、昔の清流の姿を取り戻すため、砂ろ過とオゾン処理を行って、野火止用水、玉川上水、千川上水に送水しています。

(出典：東京都下水道局 Web サイトより)

**流域関連公共下水道**：流域下水道に接続する市町村単独の公共下水道

**分流式下水道**：汚水と雨水をそれぞれ別の管路で排除する方式の下水道

**流域下水道**：2 以上の市町村からの下水を受け処理する下水道（事業主体は都道府県で、下水処理場と幹線管きょからなります。）

### 3. 瑞穂町下水道のあゆみ

瑞穂町公共下水道事業は、昭和49年2月に福生都市計画下水道の公共下水道として都市計画決定し、昭和49年12月に多摩川上流処理区流域関連公共下水道として事業認可を取得しました。

令和元年度末で、下水道処理人口普及率は、98.1%であり、雨水整備率<sup>※</sup>は、46.0%となっています。

表 2-1 瑞穂町公共下水道事業のあゆみ

瑞穂町公共下水道事業のあゆみ	
昭和49年 2月	都市計画下水道の決定
昭和49年12月	事業認可を取得
昭和54年 8月	一部地域で公共下水道の供用開始（面積：118.81ha）
昭和58年 3月	公共下水道駒形汚水中継ポンプ場完成（汚水）
昭和58年 3月	下水道処理人口普及率 50.8%（汚水）
昭和62年 3月	下水道処理人口普及率 88.8%（汚水）
平成10年 3月	下水道処理人口普及率 91.5%（汚水）
平成10年 3月	雨水整備率 37.3%（雨水）
平成23年 3月	元狭山調整池完成（雨水）
平成25年 3月	雨水整備率 45.8%（雨水）
平成25年 3月	下水道処理人口普及率 96.7%（汚水）
令和 2年 3月	雨水整備率 46.0%（雨水）
令和 2年 3月	下水道処理人口普及率 98.1%（汚水）
令和 2年 4月	公営企業会計移行

## 第3章 下水道事業の現状と課題

- 1 汚水整備の状況
- 2 雨水整備の状況
- 3 耐震対策の状況
- 4 維持管理の状況（管路）
- 5 維持管理の状況（ポンプ場）
- 6 経営の状況
- 7 主な業務指標の状況
- 8 下水道プランの整備目標の検証

第3章 下水道事業の現状と課題

1. 汚水整備の状況

現 状

昭和 49 年度から下水道事業に着手しており、令和元年度末時点で汚水の普及率は、98.1%に達しています。

なお、下水道普及率の向上に伴い、残堀川、不老川の水質は、改善されており、令和元年度の水質は、残堀川でBOD\*0.5 未満~2.7mg/L 不老川で 0.5 未満~1.5mg/L となっています。

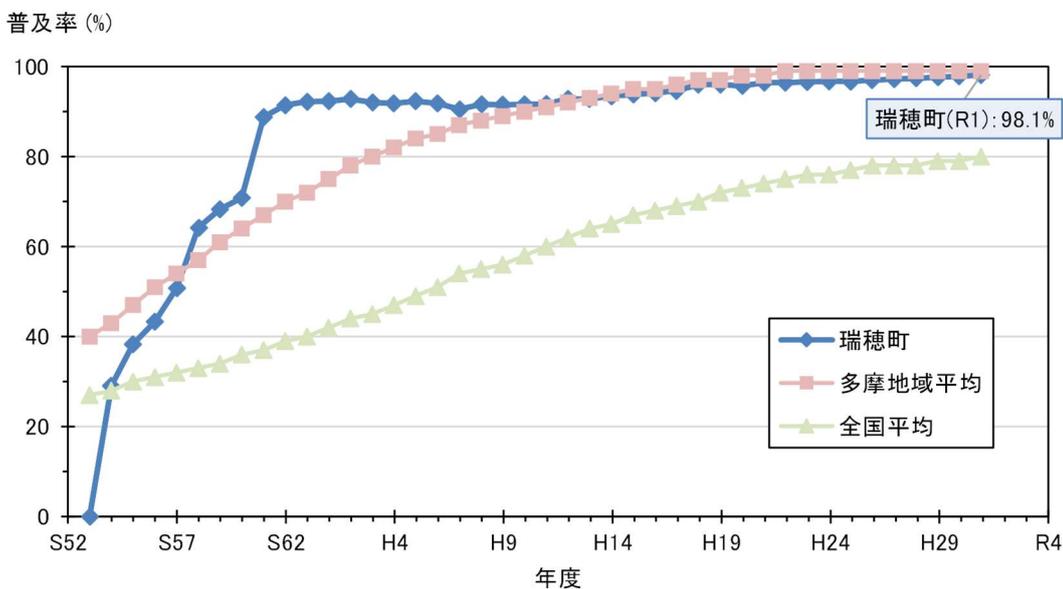


図 3-1 下水道普及率の推移

**BOD**：生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略で、水の汚染度を表す指標 (水中の微生物は、酸素を取り込み、有機物を分解して、水をきれいにします。BODはこの時に必要な酸素の量で、この数値が大きいほど水は汚れています。なお、水質環境基準値は残堀川で 2mg/L 以下、不老川で 10mg/L 以下です。)

課題

現在、殿ヶ谷土地区画整理事業地内は、事業の進捗に合わせて整備を行っています。今後は、市街化区域内の未整備区域と市街化調整区域内の事業認可された区域について、順次整備を進めるとともに、汚水普及率 100%の早期達成をめざし、整備が必要です。

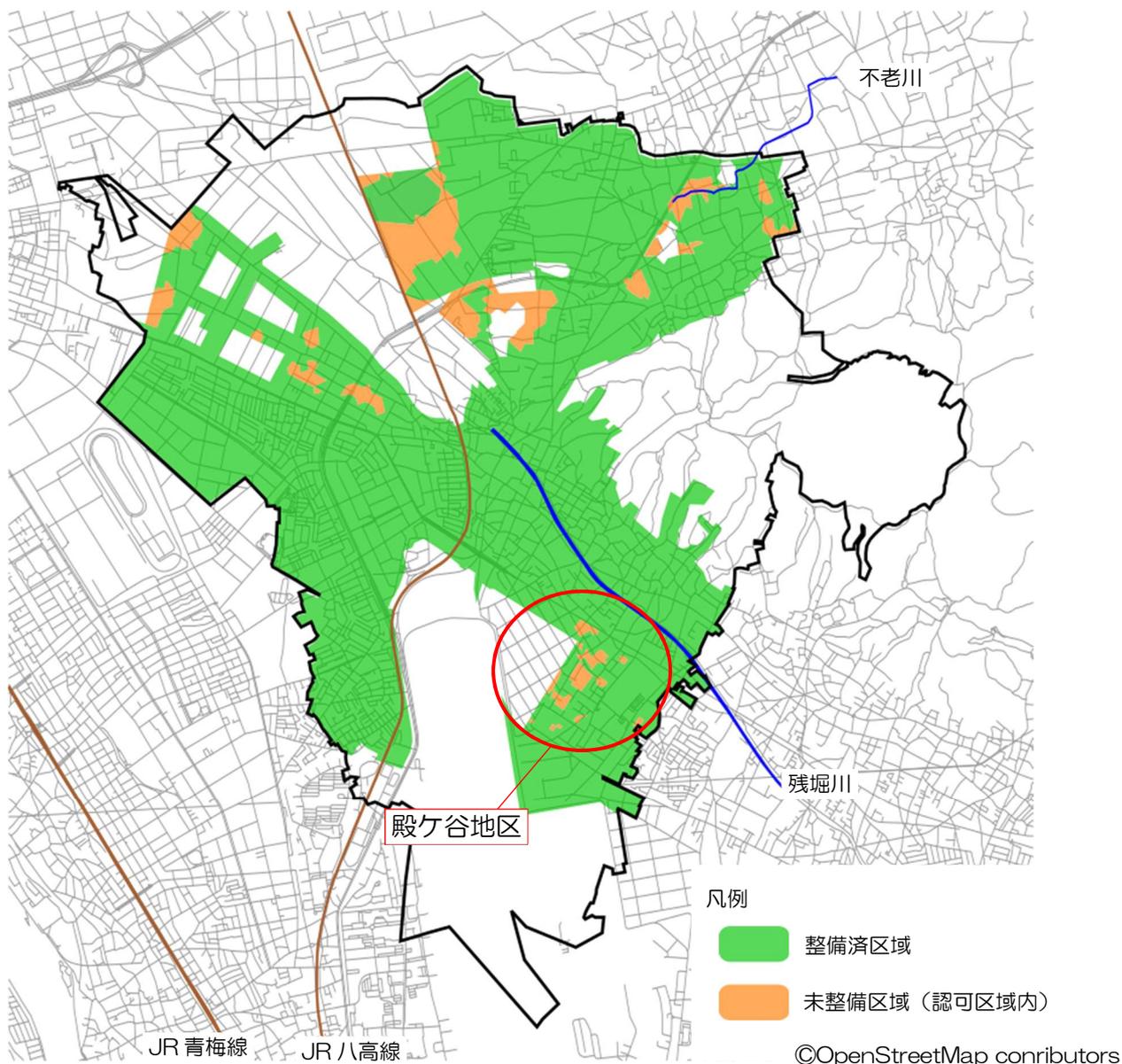


図 3-2 汚水整備計画図

## 2. 雨水整備の状況

### 現 状

昭和 50 年度に雨水管路の整備に着手し、令和元年度末で 302.01ha の整備を行っています。

放流河川は残堀川、不老川の 2 河川です。残堀川については、平成 19 年度に改修工事が完了し、放流規制のある不老川については、平成 22 年度に流出抑制施設(元挟山調整池)を設置し、不老川への放流抑制と浸水被害の軽減を図っており、今後は未整備区域において、管路の整備を行う必要があります。

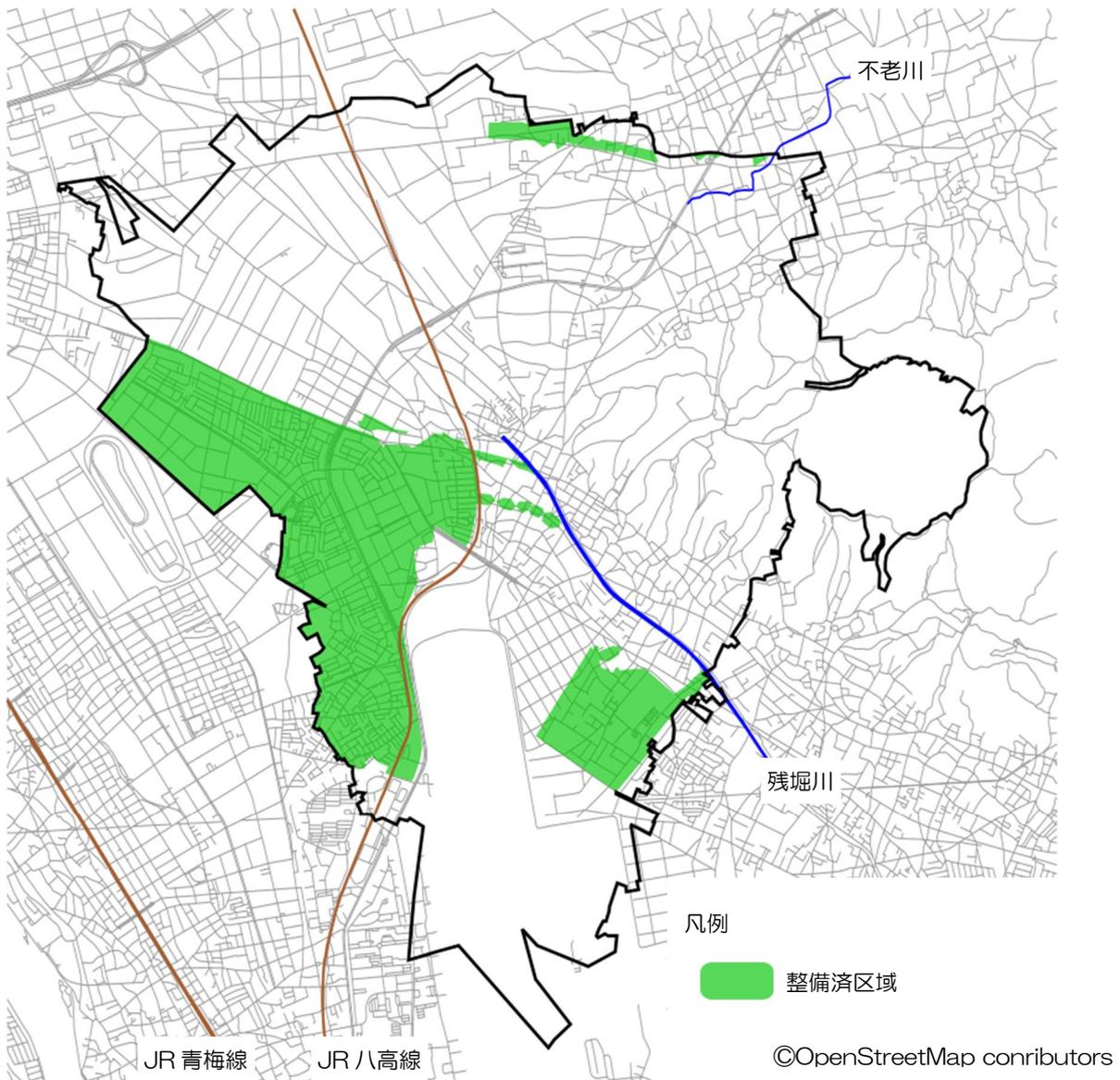


図 3-3 雨水整備状況図

## 課題

道路整備や土地区画整理事業の実施にあわせ、計画的に整備を進めていますが、未整備区域の住宅開発等に伴い、雨水対策が問題となっています。特に、近年頻発しているゲリラ豪雨や大型台風による洪水被害への対応が重要であり、浸水対策を進めていく必要があります。

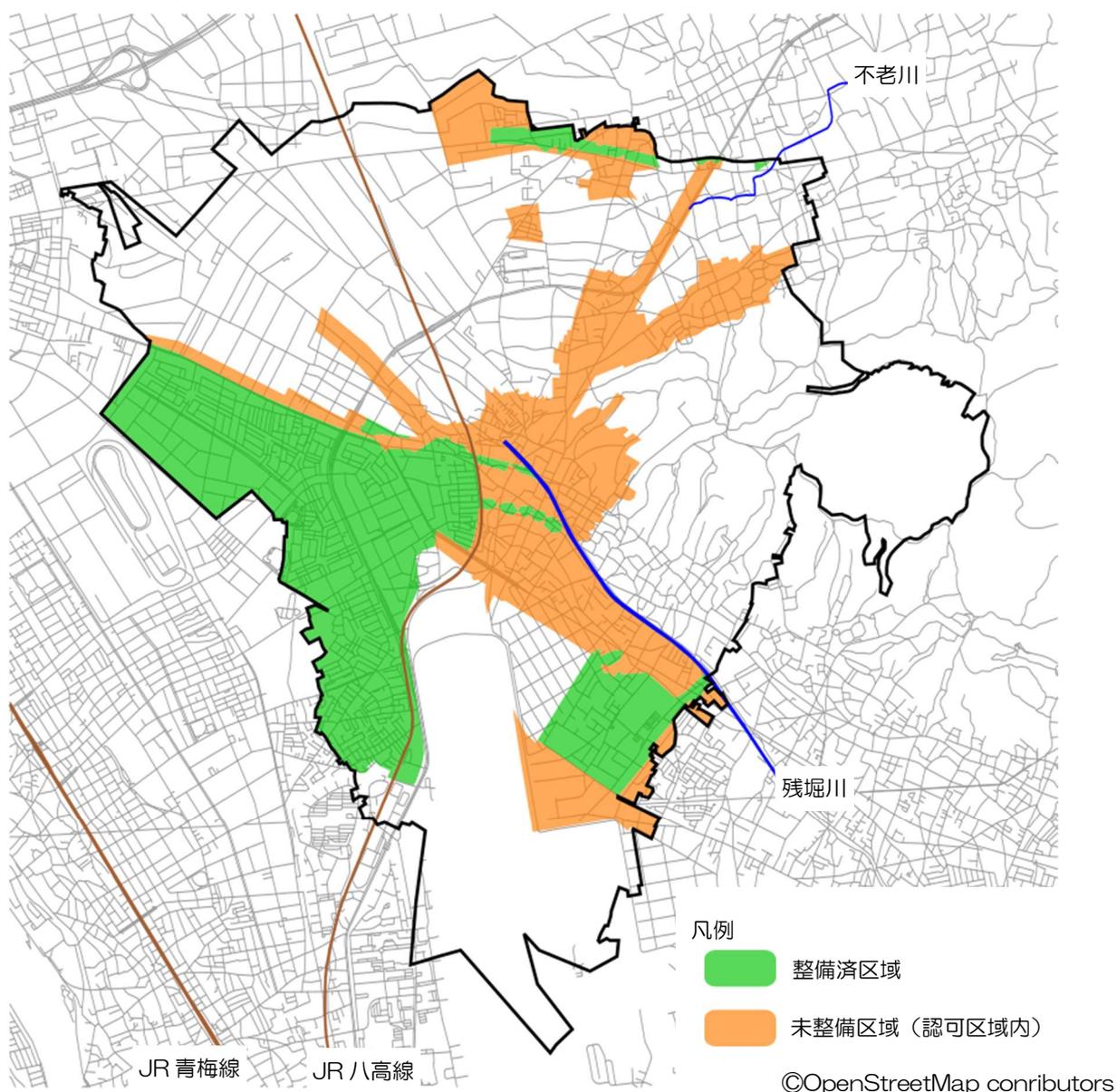


図 3-4 雨水整備計画図

### 3. 耐震対策の状況

#### 現 状

わが国では、近年、震度6以上の地震が発生し、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東日本大震災においては、下水道施設も大きな被害を受け、トイレが使えないことによる日常生活への影響に加え、管路破損による道路陥没などにより、公衆衛生や社会経済活動への大きな影響が生じました。

このため、下水道施設の耐震対策については、公衆衛生の確保、トイレ使用の確保や復旧活動への影響の回避に向けた対策を重点的に進める必要があります。「瑞穂町地域防災計画」では、町における最も被害が大きくなる想定地震を立川断層帯地震とし、ライフラインの安全化の一つとして、下水道施設の耐震化を推進することとしています。

なお、この地震の規模による地震度分布は、下図の通りとなっています。

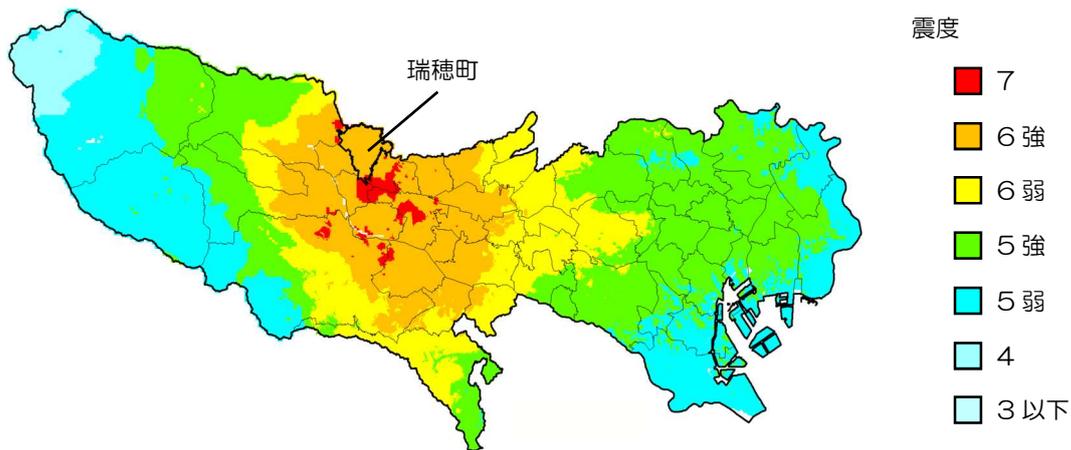


図 3-5 震度分布図（立川断層帯地震）  
（出典：首都直下地震等による東京の被害想定）

また、平成25年度に「瑞穂町下水道総合地震対策計画」（平成30年度改訂）を策定するとともに、平成27年度に、瑞穂町の下水道施設を対象として、地震の被災による機能停止や人員、資機材、ライフライン等の制約を想定し、応急対応や早期復旧を目的とした「瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）」（平成30年度改訂）を策定しています。

## 課題

瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）では、駒形汚水中継ポンプ場を最重要施設と位置付けていますが、立川断層帯地震では、この施設の1割が被害を受けると想定しています。

また、管路についても全体の22.9%が被害を受けると想定しています。

平成28年度には、駒形汚水中継ポンプ場の耐震診断を行いました。一部耐震を満たさないとの結果が出ており、今後は、施設、設備等を含めた改築計画を策定する予定です。

また、被災時には避難所等でのトイレの確保が大きな問題となることから、マンホールトイレの整備も必要となります。

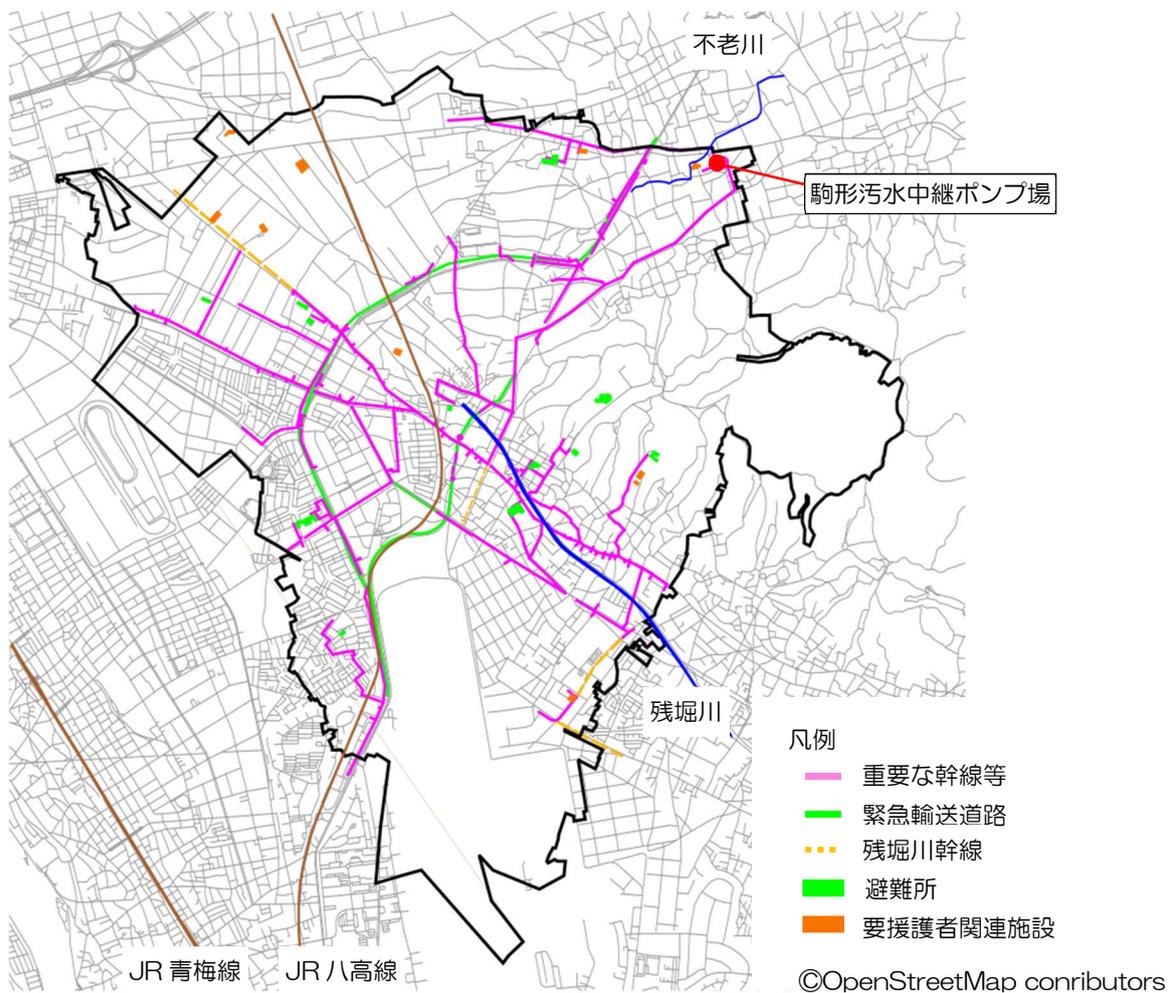


図 3-6 重要な幹線等位置図（污水）

（出典：瑞穂町公共下水道業務継続計画）

## 4. 維持管理の状況（管路）

### 現 状

昭和 49 年度から下水道事業に着手し、令和元年度末では、汚水管路約 179km と雨水管路約 35km 合わせて約 214km となっています。下水道は人々が暮らすなかで必要不可欠な施設であり、社会経済活動を続ける限り、休止できない施設です。そのため適正な維持管理を行い、また、修繕や改築更新により、その機能を維持する必要があります。

なお、全国の統計データから推計すると布設後 30 年を経過する管路については陥没箇所が急増するといわれています。

また、圧送管に起因する硫化水素が発生し、管の腐食の要因となっているため硫化水素対策を行っています。さらに、管路の状態を点検するために、年間 2km 程度のテレビカメラ調査を実施しています。

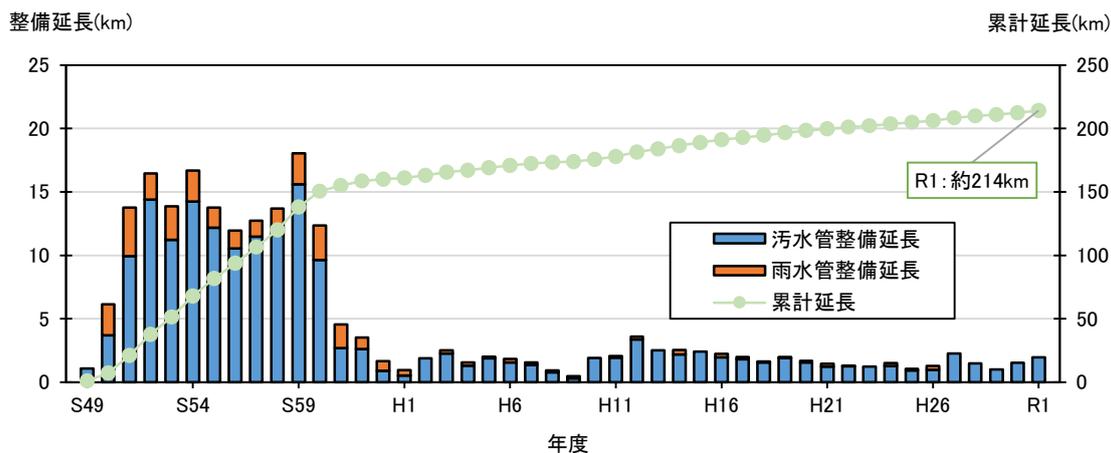


図 3-7 管路の年度別整備延長

課題

平成16年度に管路の布設経過年数が30年に達しました。令和元年度末では布設後から30年経過した管路の延長が約161kmに達しました。

また、令和10年度～20年度に、当初布設した管路が耐用年数<sup>\*</sup>の50年を経過し、更新のピークを迎えます。改築更新の費用を抑制するためには、計画的で適切な維持管理による修繕や改築を行い、施設の寿命を延ばすこと（長寿命化）が必要です。

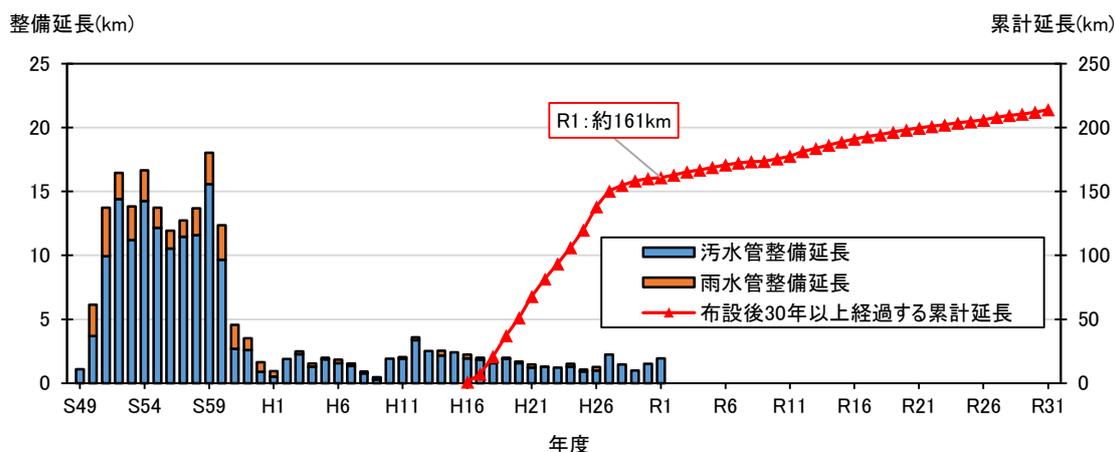


図 3-8 年度別整備延長と布設後30年経過延長の関係

今後はストックマネジメント<sup>\*</sup>計画で検討された結果をもとに、更新時のピーク事業量を平準化することが求められています。

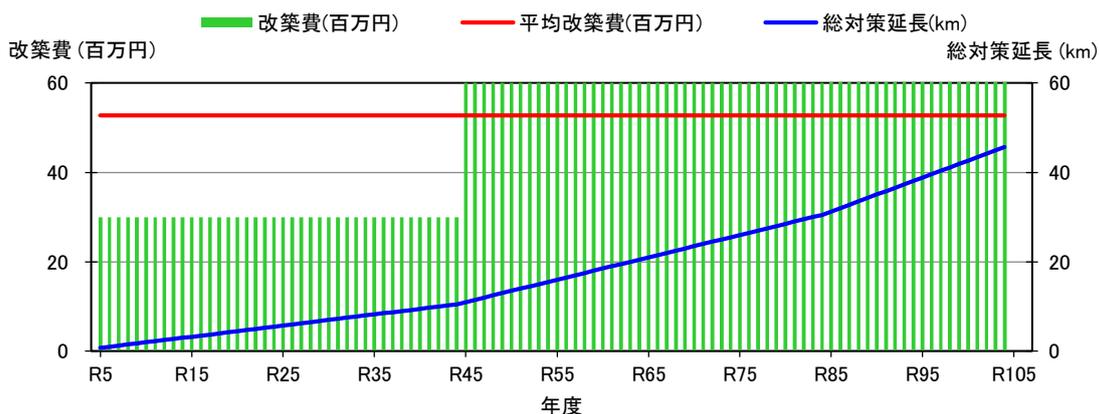


図 3-9 スtockマネジメント計画における更新費（污水管渠）

**耐用年数**：構造物、機器類が年数を経て劣化し使用できなくなるまでの年数（国土交通省では、管路について、その材質に限らず、50年としています。公営企業会計では地方公営企業法等による耐用年数を用いています。）

**ストックマネジメント**：持続可能な下水道事業の実施を図るための計画（明確な目標を定め、膨大な施設の状態を把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら施設を計画的かつ効率的に管理することです。）

## 5. 維持管理の状況（ポンプ場）

### 現 状

駒形汚水中継ポンプ場は、元狭山地区の家庭や事業所等から排出される汚水を多摩川上流流域下水道幹線に圧送することを目的として、昭和58年度に築造した重要な施設であり、毎年、維持管理・点検を行い、補修等が必要な箇所には、補修工事を行っています。

なお、平成21年度には、駒形汚水中継ポンプ場からの圧送管吐口付近において、硫化水素が発生していたため、硫化水素発生抑制対策として、駒形汚水中継ポンプ場内に薬液タンクを設置しています。

また、平成29年度には豪雨等の影響により、駒形汚水中継ポンプ場周辺で溢水が確認されたため、溢水対策工事（平成29年度～30年度）及び不明水対策工事（令和元年度～）を行っています。

課題

ポンプ場施設の管理は、排水機能を停止・低下させることなく、一定のサービスレベルを維持し、限られた財源の中で持続する必要があります。

このことから、維持管理点検を今後も続け、駒形汚水中継ポンプ場の長寿命化を考慮した改築計画を策定し、ライフサイクルコスト<sup>\*</sup>の最小化を図る必要があります。

今後は、管路と同様、ストックマネジメント計画で検討された結果をもとに、更新時のピーク事業量を平準化することが求められています。

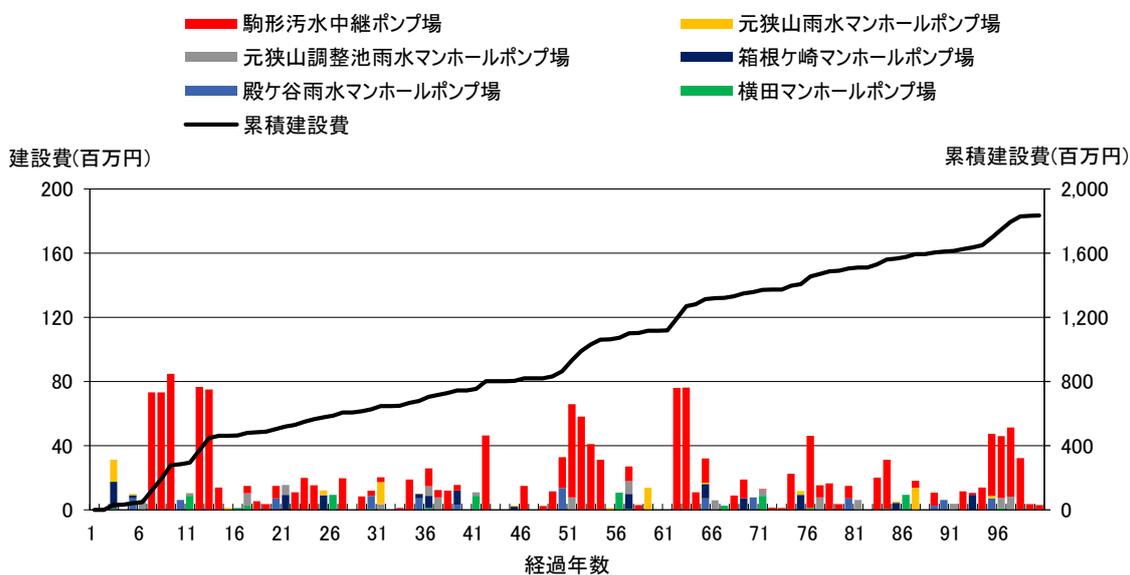


図 3-10 スtockマネジメント計画における更新費（ポンプ場）

ライフサイクルコスト：施設における新規整備、維持管理、改築を含めた生涯費用の総計

## 6. 経営の状況

過去の経営成績について、収益的収支は毎年度黒字となっています。これは使用料収入及び一般会計からの繰入金で維持管理に要する費用を賄えていることを示しています。なお、令和2年4月1日に地方公営企業法の財務規定等を適用したため、令和2年度以降は複式簿記・発生主義による公営企業会計により経理を行っています。

表 3-1 過去の経営成績

(単位：百万円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.収益的収支						
(1)総収益(B)+(C) (A)	666	634	689	640	665	673
ア.営業収益(B)	596	593	614	581	574	527
イ.営業外収益(C)	70	41	76	59	91	146
(2)総費用(E)+(F) (D)	440	425	507	456	462	388
ア.営業費用(E)	366	358	448	402	414	345
イ.営業外費用(F)	73	66	59	53	48	43
(3)収支差引(A)-(D) (G)	226	209	182	185	202	285
2.資本的収支						
(1)資本的収入(H)	115	352	319	344	345	394
(2)資本的支出(I)	351	544	515	538	527	585
(3)収支差引(H)-(I) (K)	△ 236	△ 192	△ 196	△ 195	△ 182	△ 191
3.収支再差引(G)+(K)	△ 10	17	△ 14	△ 10	21	94

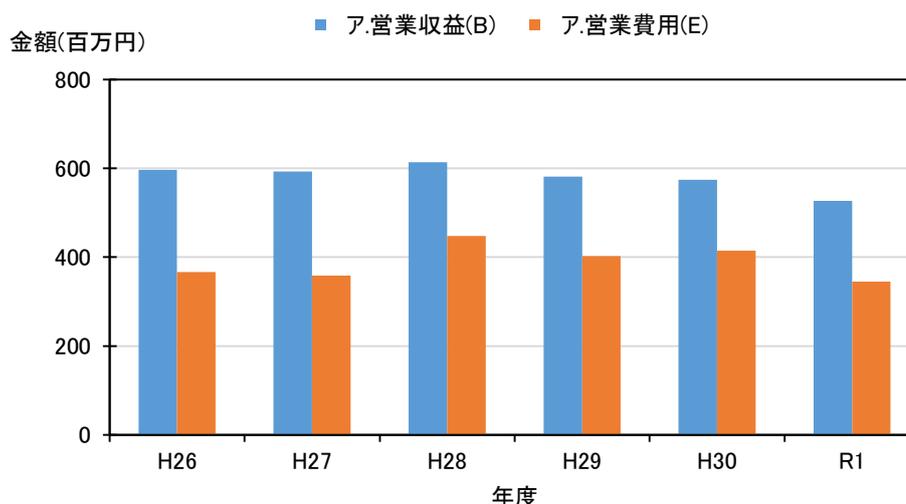


図 3-1 1 営業収益と営業費用の状況

水洗化の状況

水洗化率は、処理区域内人口に占める水洗化人口の割合を示すもので、平成 26 年度の 97.1%から令和元年度の 98.4%へと徐々に増加して高い水準にあります。今後も水洗化率が 100%になるように取り組む必要があります。

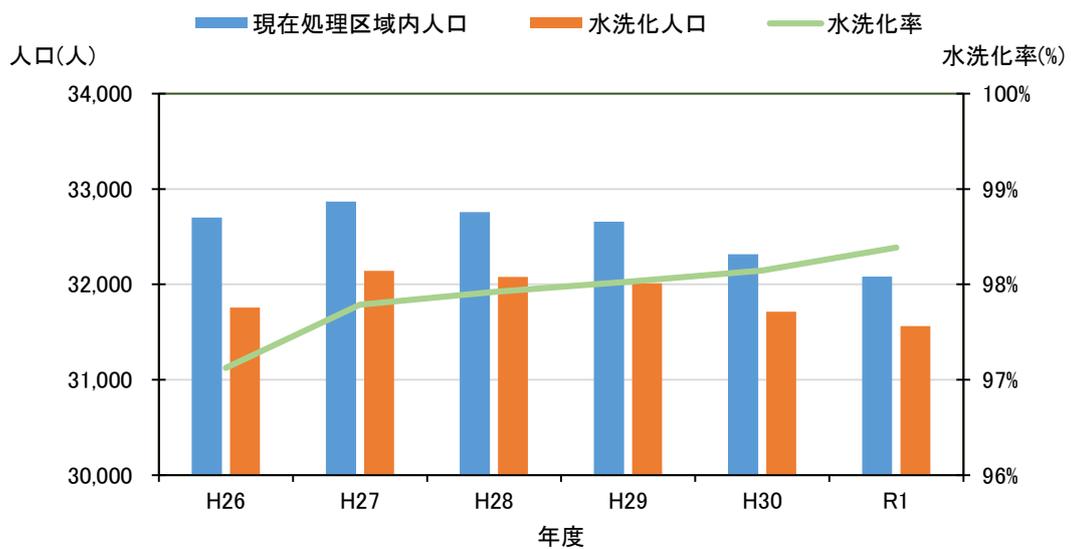


図 3-12 水洗化率の推移

水洗化の課題

水洗化率は、令和元年度で 98.4%と高い水準にありますが、引き続き 100%となるように取り組む必要があります。

使用料収入の状況

有収水量が平成 26 年度の 3,698,287m<sup>3</sup> から、令和元年度の 3,610,771m<sup>3</sup>まで減少したことに伴い、使用料収入も平成 26 年度の 463 百万円から令和元年度の 420 百万円まで減少しています。

有収水量及び使用料収入は減少傾向にあります。これは処理区域内人口の減少による影響が大きいものと考えられます。なお、平成 30 年度から令和元年度の減少が他の年度に比べて大きなものとなっていますが、これは令和 2 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用したことにより、令和元年度に打切決算を行った影響によります。

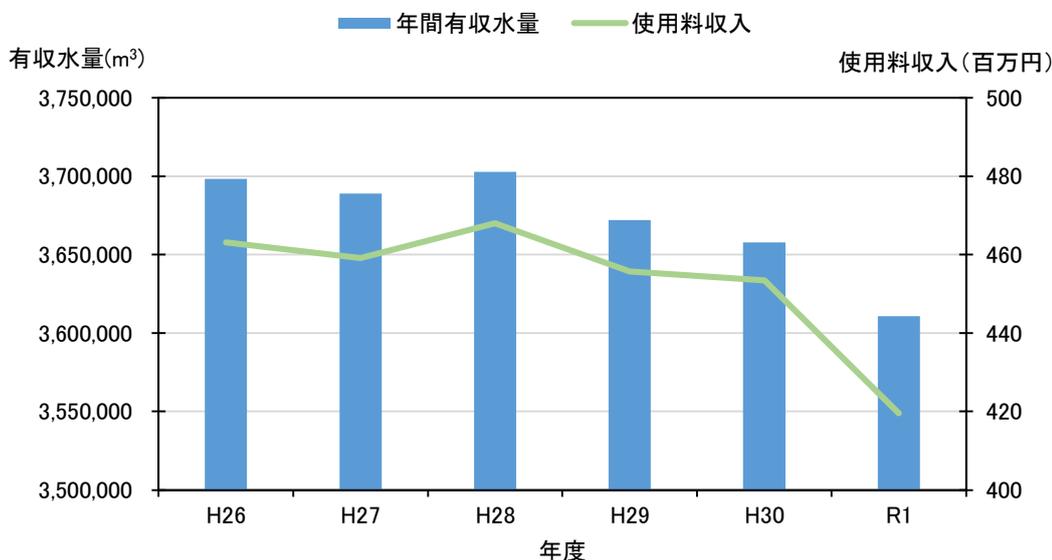


図 3-13 有収水量及び使用料収入の推移

使用料収入の課題

節水意識の高まり、人口減少による有収水量の減少に伴い、使用料収入が減少していくことが想定されます。安定した下水道経営を行うためには、適正な使用料金の設定、維持管理費の削減など計画的な施策の展開が必要となります。

企業債償還等の状況

建設費の財源は、主に国庫補助金、都補助金、使用料収入、企業債及び一般会計からの繰入金で賄われています。下水道事業の整備効果は、世代間を越えて長期にわたることから、建設費の財源は起債を充当することにより、世代間の公正を保っています。

未償還元金は、令和元年度末で約 23 億円となっています。

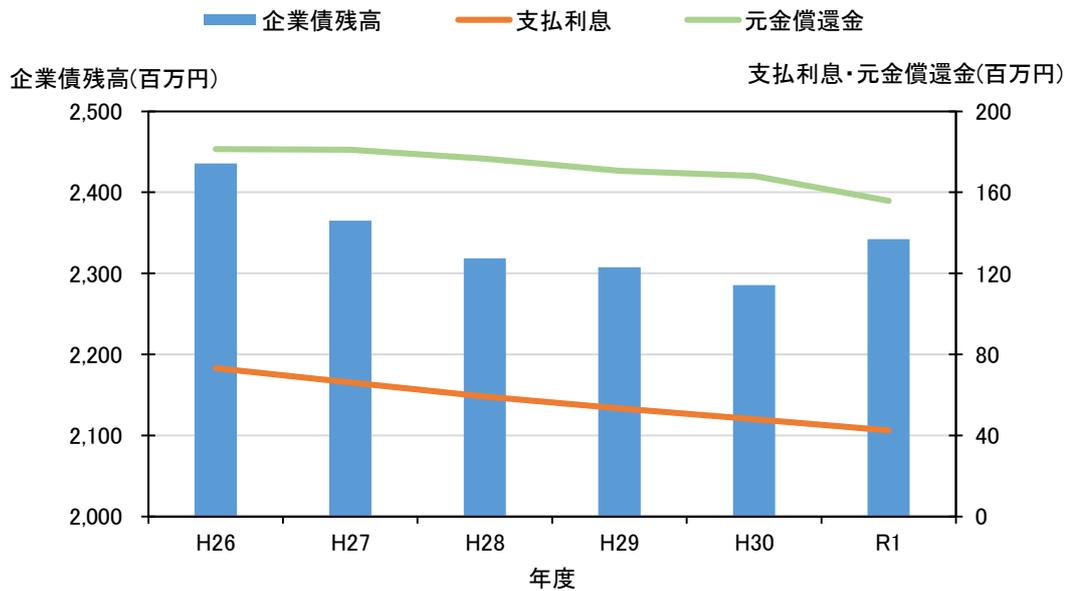


図 3-1 4 企業債残高と元金償還金及び支払利子の推移

企業債償還等の課題

支払利息及び企業債元金償還金は減少傾向にありますが、今後、更新事業や雨水対策事業を行うにあたり、多額の地方債を借り入れる必要があるため、元利償還や残高などの状況を注視しながら、事業を推進する必要があります。

一般会計繰入金の状況

公営企業の経営に必要な経費は使用料によって賄われることを基本として、公営企業がその経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものについて一般会計が繰入金の形で負担することとなっています。また、一般会計からの繰入金には総務省が毎年通知する「繰出基準」に基づく基準内繰入金と「繰出基準」に基づかない基準外繰入金があります。令和元年度における基準外繰入金は183百万円となっており、増加傾向にあります。

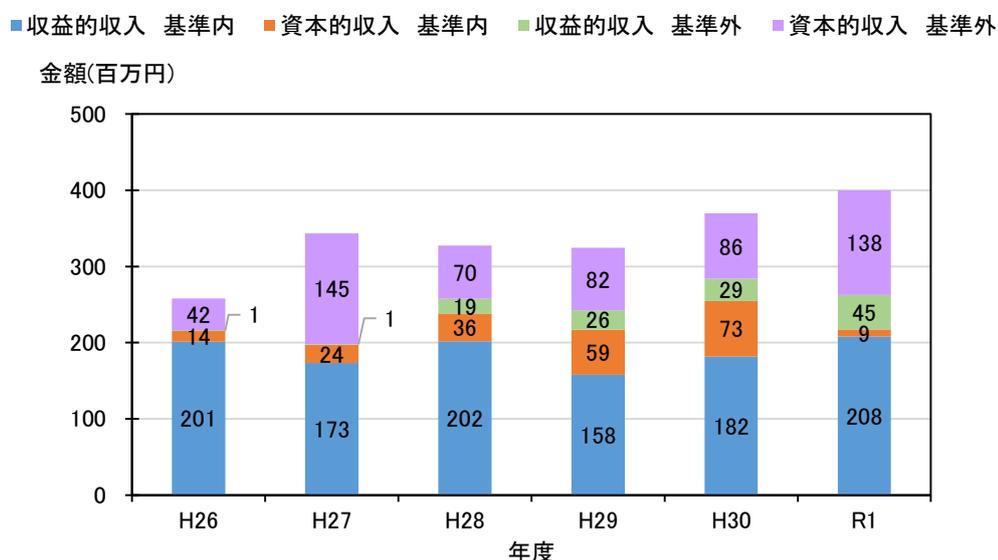


図 3-15 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金の課題

「繰出基準」に基づかない基準外の繰入金を削減することが必要となります。

7. 主な業務指標の状況

過去5か年の下水道に係る業務指標と近隣自治体の平均値を比較します。

表 3-2 瑞穂町と近隣自治体との業務指標の比較

財務指標	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成30年度 近隣自治体
下水道人口普及率	(%)	97.0%	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%	99.9%
有収率	(%)	89.6%	90.0%	89.8%	88.4%	93.4%	92.7%
水洗化率	(%)	97.1%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	99.7%
使用料単価 ①	(円/m <sup>3</sup> )	125.2	124.5	126.4	124.1	124.0	122.4
汚水処理原価 ② (② = ③ + ④)	(円/m <sup>3</sup> )	108.2	110.0	126.6	120.9	118.2	91.1
汚水処理原価 ③ (維持管理費)	(円/m <sup>3</sup> )	84.5	81.7	103.7	95.6	92.9	67.3
汚水処理原価 ④ (資本費)	(円/m <sup>3</sup> )	23.6	28.3	22.9	25.3	25.2	23.8
経費回収率 ⑤ (⑤ = ① ÷ ②)	(%)	115.8%	113.2%	99.9%	102.7%	104.9%	134.3%

※近隣自治体として、多摩川上流処理区関連から5市（立川市、羽村市、福生市、昭島市、武蔵村山市）を抽出

※表中の数値は、総務省（地方公営企業決算）Web サイトより参照

表 3-3 業務指標の計算式

財務指標	単位	算出式	判断
下水道人口普及率	(%)	現在処理区域内人口 ÷ 行政区内人口 × 100	高いほど 良い
有収率	(%)	年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100	高いほど 良い
水洗化率	(%)	水洗化人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100	高いほど 良い
使用料単価	(円/m <sup>3</sup> )	使用料収入 ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価	(円/m <sup>3</sup> )	汚水処理費 ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価 (維持管理費)	(円/m <sup>3</sup> )	汚水処理費(維持管理費) ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
汚水処理原価 (資本費)	(円/m <sup>3</sup> )	汚水処理費(資本費) ÷ 年間有収水量	低いほど 良い
経費回収率	(%)	使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100	100%以上が 良い

### 水洗化率

水洗化率は、平成 30 年度末で 98.1%であり、施設が有効に使用されていると判断できますが、近隣自治体平均 99.7%と比較するとまだ低い水準にあります。

### 有収率

有収率は、有収水量と処理水量の割合を示す指標で、不明水等の状況が把握できます。有収率を向上させることで、経営の効率化を図ることができます。平成 30 年度末で 93.4%と近隣自治体平均 92.7%と比較しても良好です。

### 使用料単価

使用料単価は、有収水量  $1\text{m}^3$  当たりの下水道使用料収入を表す指標です。使用料単価は、近隣自治体平均とほぼ同等となっています。

### 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量  $1\text{m}^3$  を処理するための指標で、数値が低いほど汚水処理に係る経費が安いことを示しています。

汚水処理原価は、近隣自治体平均より若干高くなっています。

### 経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した経費のうち下水道使用料により回収した経費の率を示す指標です。

近隣自治体平均と同様に経費回収率が 100%を超えています。汚水事業については、下水道使用料で運営されています。

## 8. 下水道プランの整備目標の検証

前計画期間における下水道プランの整備目標の達成状況は以下のとおりです。

表 3-4 下水道プランの整備目標の検証

No.	前プランの項目	前プランの目標		現状評価(令和元年度末)
1	【汚水対策の推進】 未整備区域の汚水整備を推進し、生活環境の改善や残堀川・不老川の水質の維持を図り、快適に暮らせるまちを目指します。	短期計画	事業計画区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 98.0%	【下水道普及率98.1%】 平成24年度末の96.7%から1.4ポイント普及が進みました。 短期計画の目標はやや下回りましたが、ほぼ達成されています。
		中期計画	都市計画決定区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。	
		長期計画	全体計画区域内について、開発事業と調整し、必要に応じて整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。	
2	【雨水対策の推進】 雨水整備を推進し、ゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減を図り、安全・安心に暮らせるまちを目指します。	短期計画	長岡1号幹線、殿ヶ谷2号幹線の整備を進めます。 目標：雨水整備率 50%	【雨水整備率46.0%】 平成24年度末の45.8%から0.2ポイント整備が進みました。 短期計画の目標達成には至りませんでした。
		中期計画	土地区画整理事業に合せて雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 55%を目指します。	
		長期計画	中期計画に引き続き、雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 70%を目指します。	
3	【耐震化の推進】 今後想定される首都直下地震等に備え、地震被害の軽減を図るため、施設の耐震化を推進していきます。	短期計画	重要な幹線の耐震診断及び耐震化事業を進めます。 目標：管路耐震化率 100%を目指します。	【耐震化事業着手】 平成25年度に「瑞穂町下水道総合地震対策計画」を策定するとともに、平成27年度に「瑞穂町公共下水道業務継続計画」を策定しました。
		中期計画	駒形汚水中継ポンプ場の耐震化、圧送管路の2条化を進めます。 目標：駒形汚水中継ポンプ場の耐震化	
		長期計画	管路の耐震化は、長寿命化計画との整合を図り実施していきます。 目標：管路耐震化率 100%を維持します。	
4	【維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）】 昭和50年代に布設した管路の老朽化が進み、放置しておくとの管の破損による道路陥没の恐れがあるため、管路の計画的な点検・調査など、適切な維持管理を行い	短期計画	ストックマネジメント計画を策定し、計画的な維持管理を実施します。 目標：点検調査延長（2km/年）	【ストックマネジメント】 令和元年度に「瑞穂町公共下水道ストックマネジメント実施方針」を策定しました。
		中期計画	短期計画に引き続き、点検調査を実施します。 目標：点検調査延長（5km/年）	
		長期計画	当初に布設した管路の経過年数が50年を経過しますので、より計画的な維持管理を実施します。 目標：点検調査延長（10km/年）	
5	【維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）】 計画的な改築・更新事業を実施し、下水道施設の適切な資産管理を行います。	短期計画	今後の改築更新事業を見据えて、テレビカメラ調査結果を整理します。 目標：維持管理データの整理	【テレビカメラ調査】 令和元年度に汚水本管テレビカメラ調査7.98km、汚水取付管テレビカメラ調査480箇所、汚水管口カメラ調査853箇所23.1kmを実施しました。
		中期計画	長期計画での改築更新事業の平準化、効率化のため長寿命化計画を策定します。 目標：長寿命化計画の策定	
		長期計画	老朽管の改築更新事業を実施し、下水道管路の機能を保持します。 目標：下水道機能の確保 100%	
6	【財政の安定化】 財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、公営企業会計への移行を見据えて、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。	短期計画	今後の収支バランスを考慮し、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率100%	【経費回収率116%】 100%を超える経費回収率を達成しています。 令和2年4月1日より公営企業会計に移行しました。
		中期計画	引き続き、今後の収支バランスを考慮し、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率100%	
		長期計画	下水道使用料収入に見合った効率的な改築・更新の事業を実施し、使用料回収率を維持します。 目標：経費回収率 100%	



## 第4章 将来の事業環境

- 1 処理区域内人口予測
- 2 有収水量の予測
- 3 使用料収入の見通し
- 4 施設の見通し（汚水・雨水・ポンプ場）
- 5 組織について

第4章 将来の事業環境

1. 処理区域内人口予測

平成 27（2015）年度の国勢調査を基に平成 28 年度に公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計の人口減少率を用いて処理区域内の人口の予測をしています。将来の処理区域内人口は、令和 3 年度の 31,787 人から令和 12 年度には 29,979 人まで減少すると見込んでいます。

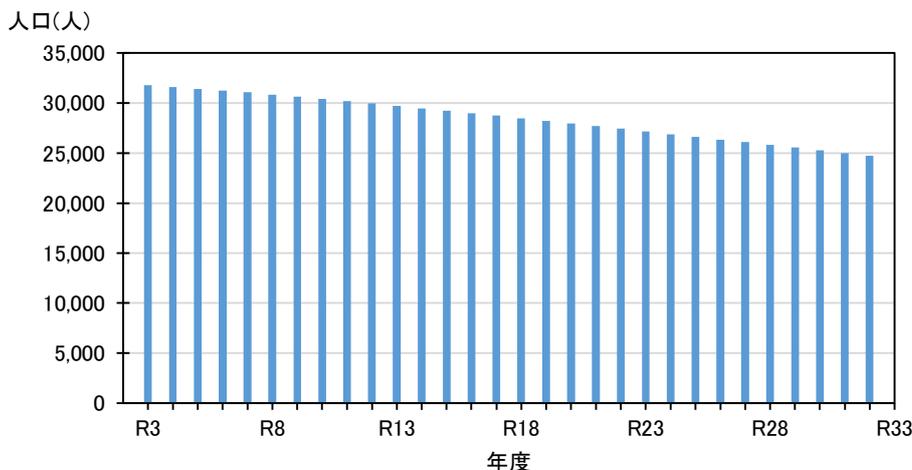


図 4-1 処理区域内人口の推移

2. 有収水量の予測

将来の処理区域内の人口が減少する見込みであるため、有収水量も減少する見込みであり、令和 3 年度の 3,578,014m<sup>3</sup> から令和 12 年度の 3,374,485m<sup>3</sup> まで減少する見込みです。

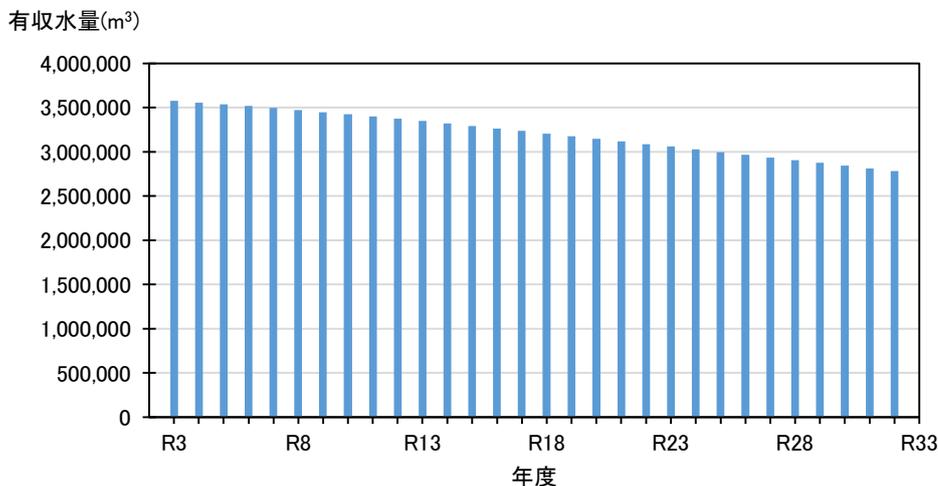


図 4-2 有収水量の推移

### 3. 使用料収入の見通し

将来の有収水量が減少する見込みであるため、使用料収入も減少する見込みであり、令和3年度の403百万円から令和12年度の386百万円まで減少する見込みです。

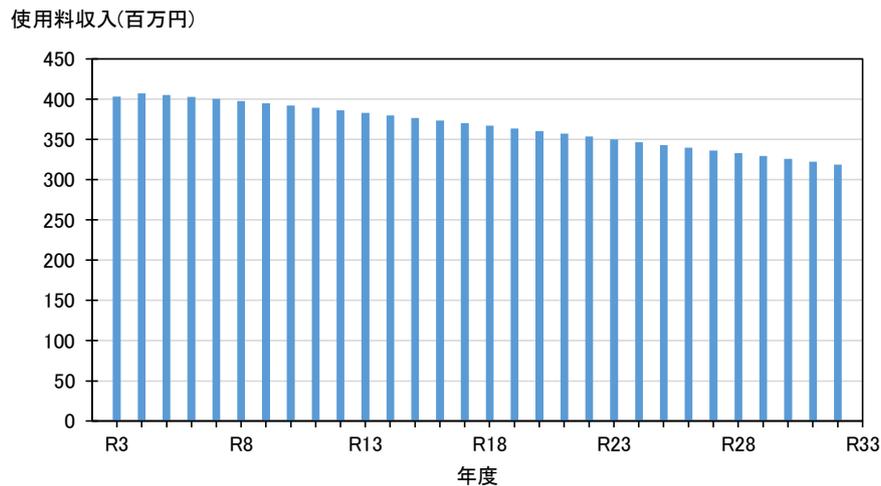


図 4-3 使用料収入の推移

### 4. 施設の見通し（污水・雨水・ポンプ場）

経営戦略の計画期間中に当初布設した污水管路が布設から50年を経過し、更新の時期を迎えることとなります。ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施し、効率的な改築を図る必要があります。

また、流域下水道施設である多摩川上流水再生センターの改築更新が予定されており、流域下水道建設負担金及び建設改良負担金を今後も負担する必要があります。

雨水対策としては、長岡1号幹線、殿ヶ谷2号幹線の整備を進める必要があります。なお、雨水のストックマネジメント計画に基づく更新投資については、令和13年度以降に実施することとしています。

さらに、中期計画及び長期計画においては、土地区画整理事業の進捗に合わせて事業を進めていきます。

合わせて、ポンプ場についても、ストックマネジメント計画に基づいた点検・調査を実施して効率的な改築を行うことが必要となります。

また、平成29年10月の豪雨時に、浸入水の影響によって駒形污水中継ポンプ場の污水ポンプおよび圧送管の排水能力を超過して周辺で溢水する被害が発生しました。この対策として、不明水対策工事を進めるとともに、圧送管については、現在、1条のみ布設されており、代替施設がないことへの対応として、2条化等を行う必要があります。

表 4-1 主な建設・改築更新事業スケジュール

主な事業	短期	中期	長期
	R3 ~ R7	R8 ~ R12	R13 ~ R32
汚水 面整備 殿ヶ谷・他未整備区域	→ R3~R7		
汚水 汚水柵設置工事	→		
汚水 面整備 全体計画区域内の整備			→ R13~
汚水 流域下水道建設負担金 流域下水道建設改良負担金	→		
汚水 長寿命化・改築更新 (ストックマネジメント)		→ R5~	
雨水 長岡1号幹線	→ R3~R6		
雨水 殿ヶ谷2号幹線		→ R6~R8	
雨水 新青梅街道協定管	→ R3~R12		
雨水 土地区画整理事業地内の整備			→ R10~
雨水 長寿命化・改築更新 (ストックマネジメント)			→ R13~
ポンプ場 圧送管布設替え等		→ R8~R14	
ポンプ場 ポンプ場更新	→ R3~R6		→ R13~
不明水対策	→ R1~R11		
マンホールトイレの設置	→ H29~R5		

令和3年度から令和8年度にかけて、雨水の長岡1号幹線及び殿ヶ谷2号幹線の整備の投資見込金額が大きく生じています。

また、令和20年度から令和23年度にかけて雨水の改築更新が予定されていることから、投資見込み金額が増加しています。

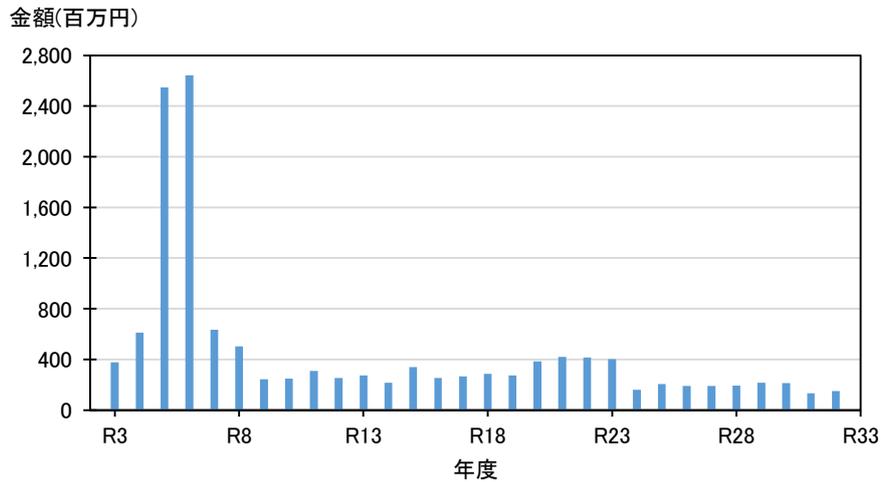


図 4-4 投資見込金額の推移

## 5. 組織について

下水道事業の運営は、令和元年度末時点で、都市整備部都市計画課下水道係において行っていますが、更なる組織の充実を図る必要があります。

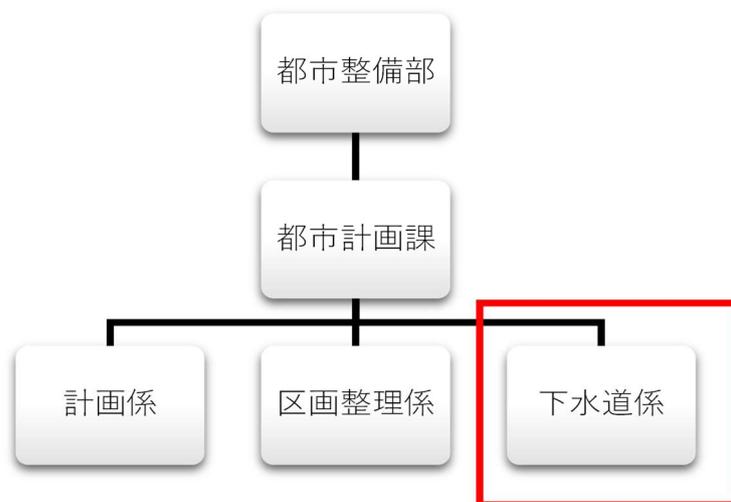


図 4-5 組織図



## 第5章 基本理念及び基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策への展開

## 第5章 基本理念及び基本方針

### 1. 基本理念

下水道は、健康で快適な住民生活を営むうえで欠くことのできない都市の基幹的な施設であるとともに、生活に潤いをもたらす水辺環境の水質保全のために重要なものです。

第5次瑞穂町長期総合計画では、将来都市像を『すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうそう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～』と掲げ、7つの基本目標を設定しています。

瑞穂町下水道プランでは、第5次瑞穂町長期総合計画の将来都市像の実現にむけて、下水道事業における施策を着実に推進するよう、基本理念を『快適で安全な社会を支える下水道』とします。



図 5-1 下水道プラン基本理念と基本方針

## 2. 基本方針

基本理念を具現化するための基本方針を「快適に暮らせるまち」、「安全に安心して暮らせるまち」、「健全な下水道経営」の3本柱とし、その実現に向けた下水道事業を展開していきます。

### 快適に暮らせるまち

下水道の普及促進によって、快適な生活環境の改善と残堀川や不老川の水質保全に寄与してきました。

引き続き、快適な生活環境を確保するとともに、良好な水環境を維持するために、未普及地域の汚水整備に努めていきます。

#### ○汚水対策の推進

### 安全に安心して暮らせるまち

浸水被害や地震被害、また下水道管の老朽化に伴う道路陥没など、下水道に起因する事故の発生は、生活環境に大きな影響を及ぼします。

災害や事故に対して、被害の軽減を図り、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

#### ○雨水対策の推進

#### ○耐震化の推進

#### ○維持管理体制の充実

### 健全な下水道経営

下水道施設の適正な維持管理や事業の平準化などを進め、経営基盤強化や健全化を図り、持続的に安定した下水道経営を実施します。

#### ○財政の安定化

3. 施策への展開

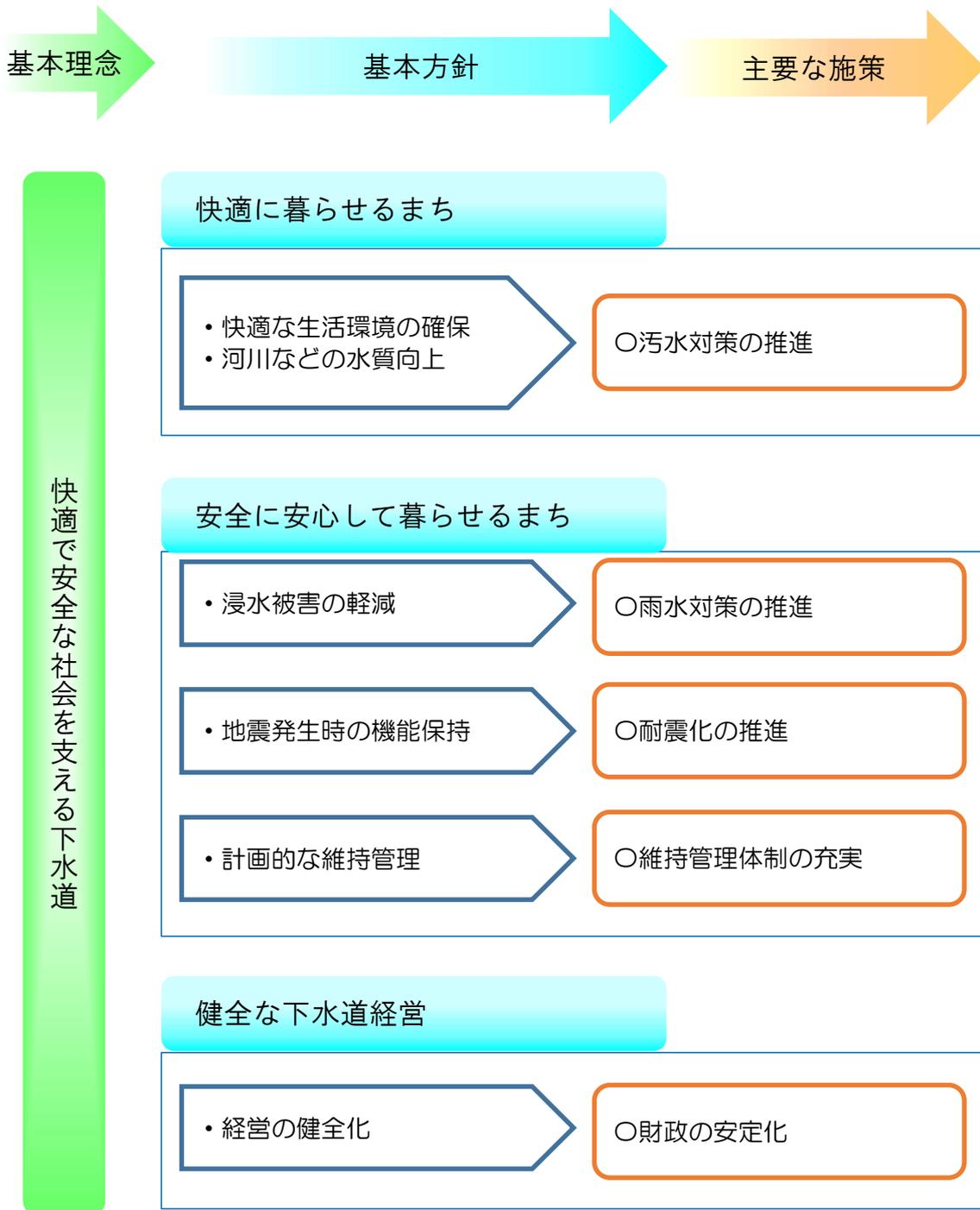


図 5-2 基本理念の施策への展開

## 第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策

- 1 「基本方針1：快適に暮らせるまち」
  - (1) 汚水対策の推進
  
- 2 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」
  - (1) 雨水対策の推進
  - (2) 耐震化の推進
  - (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）
  - (4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

## 第6章 施設整備及び維持管理における今後の施策

### 1. 「基本方針 1：快適に暮らせるまち」

#### (1) 汚水対策の推進

---

##### 施策の方向

公共下水道事業計画区域内の未整備区域について、下水道施設の整備を進めていきます。

また、下水道施設を有効に活用するため、下水道への未接続世帯について、早期の接続を促進していきます。

##### 施策の展開

###### ①未普及解消

- 殿ヶ谷土地区画整理事業地内は事業の進捗に合わせて整備を行います。
- 市街化区域内の未整備区域と市街化調整区域内の事業認可された区域について、順次整備を進めるとともに、汚水の下水道人口処理普及率 100%の早期達成を目指します。

###### ②水洗化の促進

- 引き続き、戸別訪問等を活用した啓発活動の展開により、下水道整備区域内における下水道への接続を促進します。

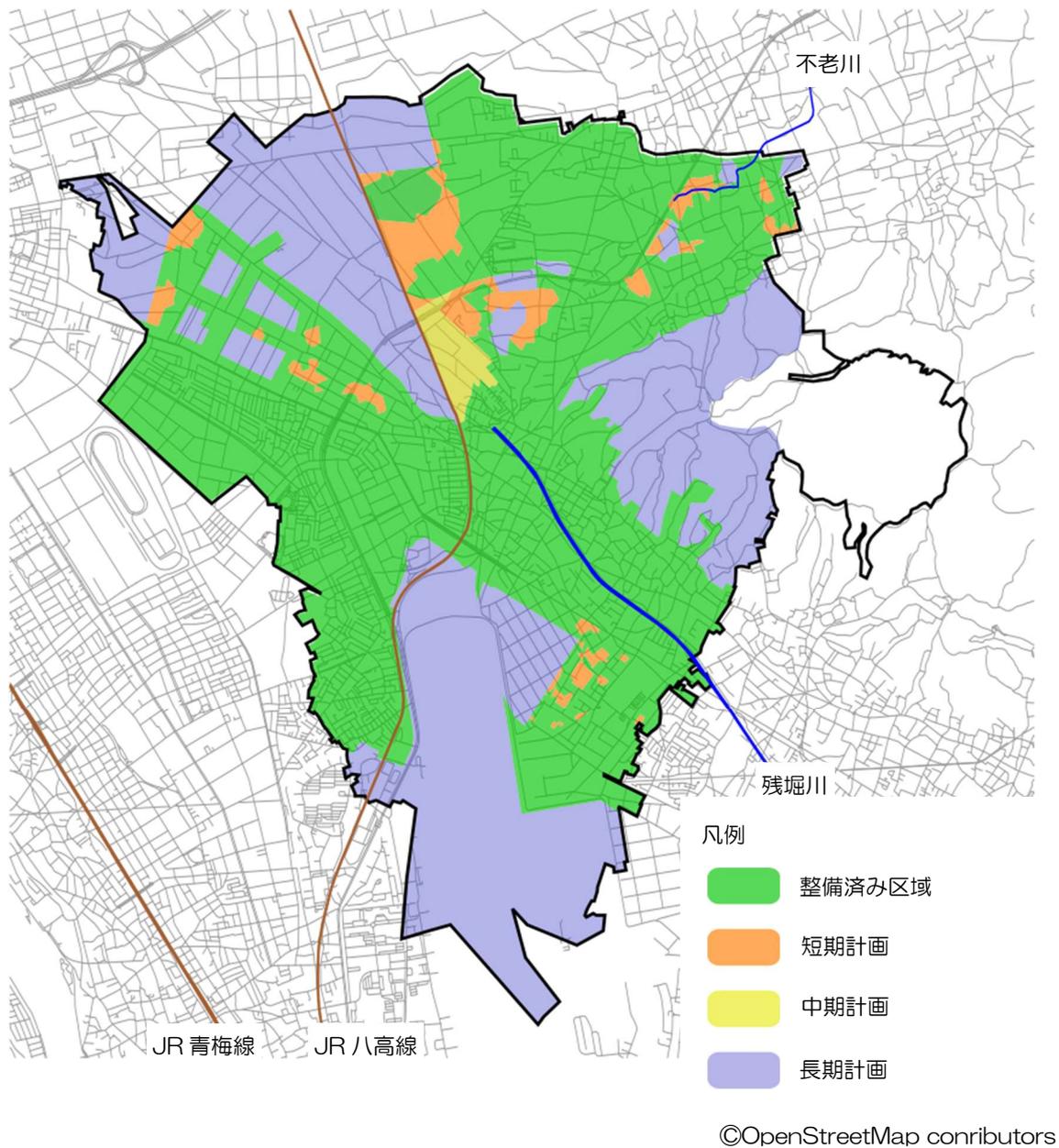


図 6-1 整備計画図 (汚水)

## 2. 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」

### (1) 雨水対策の推進

---

#### 施策の方向

浸水被害は、住民の生命や財産などに大きな影響を与えるおそれがあることから、効果的な対策を重点的かつ効率的に実施していきます。また、都市化の進展に伴う雨水流出の増大や大型台風、ゲリラ豪雨などに対応するため、まちづくりにかかわる各事業が連携し合い、総合的な雨水対策を行います。

#### 施策の展開

##### ①雨水幹線及び主要な雨水枝線の整備促進

- 雨水幹線を優先的に整備します。
- 新青梅街道の拡幅工事に伴う協定管の工事を行います。

##### ②総合的な浸水対策の推進

- 都市計画、河川、道路及び公園など都市づくりの関係部局、防災部局などと連携を図り、貯留施設などの総合的な浸水対策を推進します。
- 施設整備などのハード対策に加えて、浸水関連情報を提供するなどソフト対策の充実を図ります。

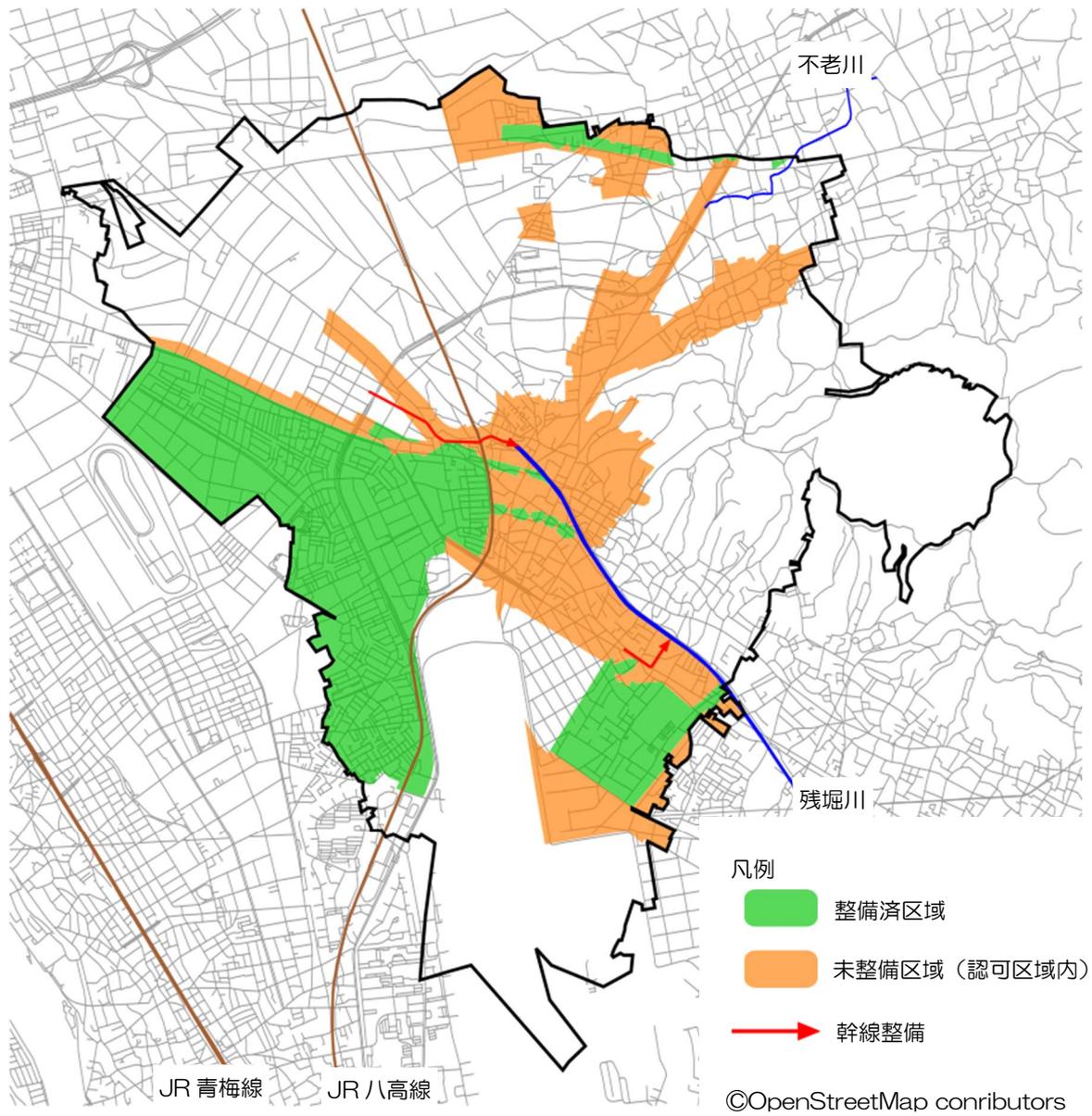


図 6-2 整備計画図（雨水）

## (2) 耐震化の推進

---

### 施策の方向

大規模地震発生時に被害を受けた場合においても、施設への被害の軽減を図り、できる限り下水道機能を維持できるよう耐震化を推進します。

また、避難所などで快適な生活環境を維持するため、トイレ使用の確保を目指すとともに、速やかな対応が図れるように初動体制及び応急復旧体制の強化を図ります。

### 施策の展開

#### ①管路施設の耐震化

- 駒形汚水中継ポンプ場からの圧送管について、2条化の検討を行い、地震時においても、駒形汚水中継ポンプ場からの流下機能を確保します。

#### ②ポンプ場の耐震化

- 駒形汚水中継ポンプ場については、施設、設備、圧送管を含めた改築計画を策定し、計画的に耐震化を実施します。

#### ③減災対策

- 災害時においても、避難所での快適な生活環境を維持するため、マンホールトイレの設置を計画的に推進していきます。
- 大規模地震時に、従来よりも速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を確保するために瑞穂町公共下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき対策を行います。

### (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）

---

#### 施策の方向

定期的な管きょ内のテレビカメラ調査や目視調査等の計画的な維持管理を実施し、道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能の確保を目指します。

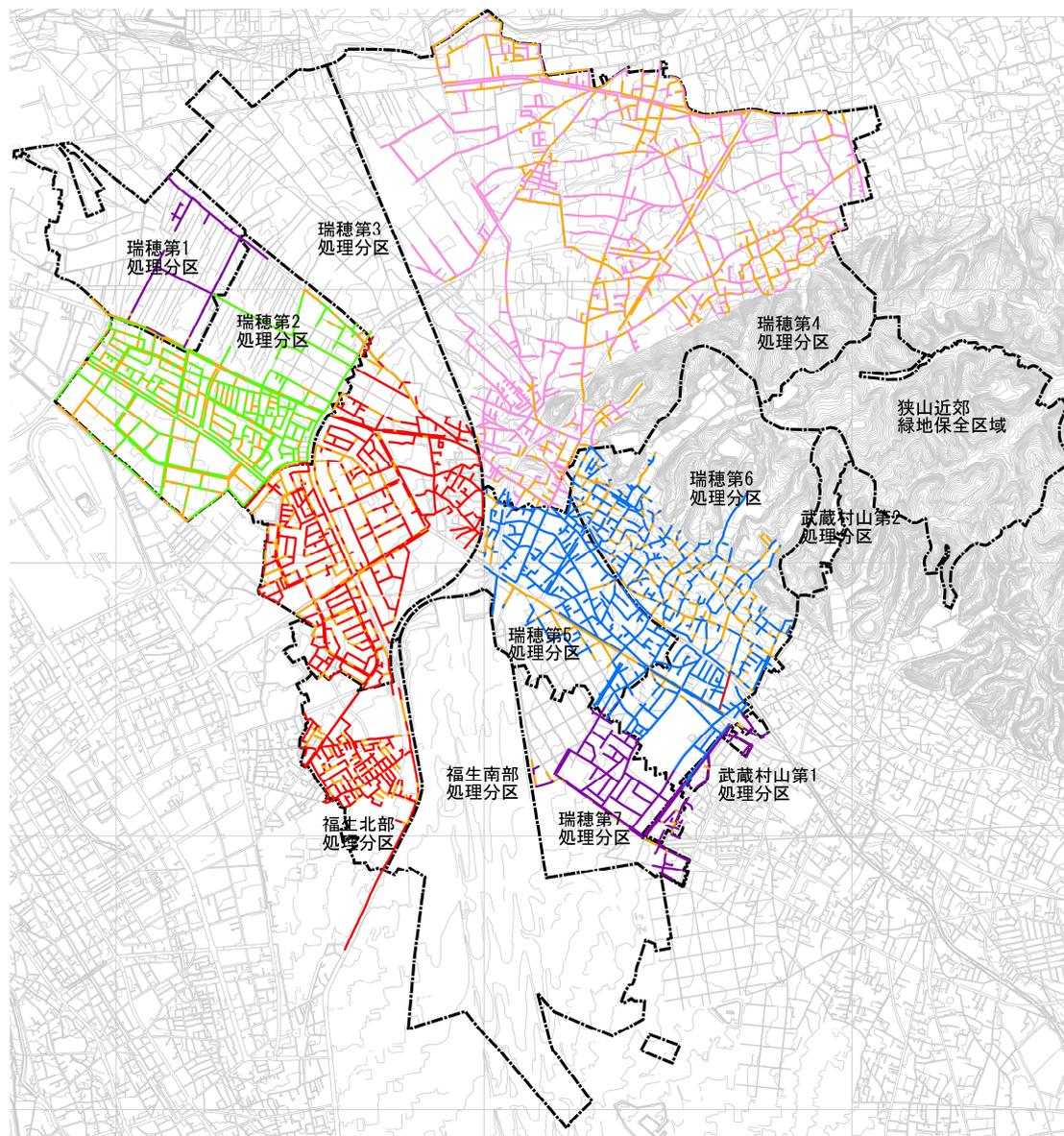
#### 施策の展開

##### ①計画的な点検・調査の実施

- ストックマネジメント計画に基づき、下水道区域内をブロック分けし、計画的なテレビカメラ調査、目視調査を行います。

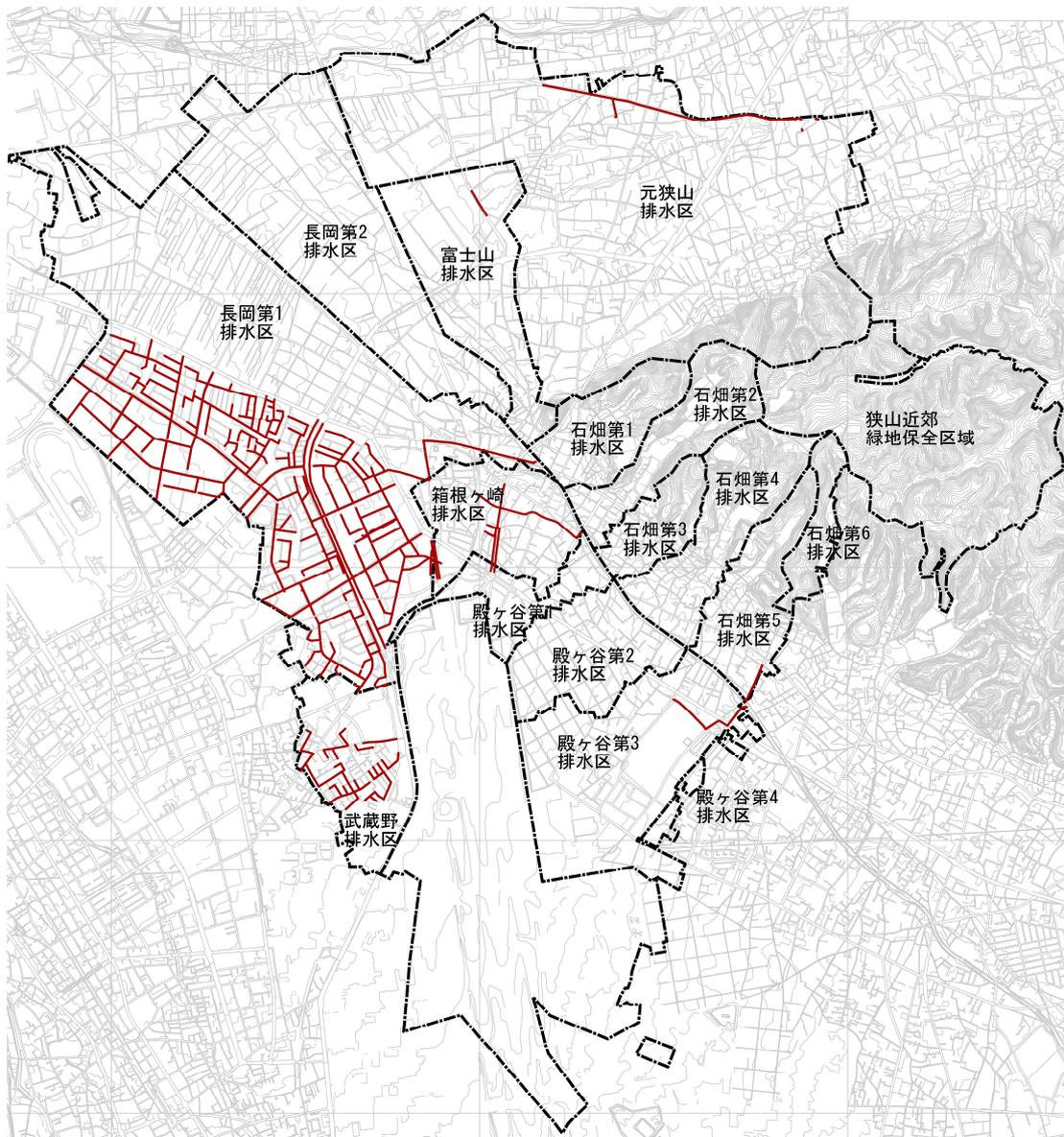
##### ②下水道台帳システムの充実

- テレビカメラ調査や日常の維持管理情報を下水道台帳システムに入力し、下水道台帳システムの有効活用を行います。



- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| — 第1期調査路線 (2022年～2026年) | — 第5期調査路線 (2040年～2043年) |
| — 第2期調査路線 (2027年～2030年) | — 第6期調査路線 (2044年～2046年) |
| — 第4期調査路線 (2036年～2039年) | — 第7期調査路線 (2047年～2051年) |

図 6-3 スtockマネジメント計画における管路の点検調査計画 (污水)



— 第3期調査路線 (2031年～2035年)

図 6-4 スtockマネジメント計画における管路の点検調査計画 (雨水)

## (4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

---

### 施策の方向

昭和 49 年度から布設を始めた管路施設や昭和 59 年度に運転を開始した駒形汚水中継ポンプ場など、下水道施設のなかには、相当の年数を経過しているものがあることから、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施します。

### 施策の展開

#### ①計画的な改築・更新

- コスト削減を図るため、既設管路施設を有効活用する管更生工法を採用するなど老朽管の長寿命化に努めます。
- 駒形汚水中継ポンプ場施設は、改築計画を策定し、計画的に改築・更新を行います。

## 第7章 投資・財政計画

- 1 投資試算
- 2 財源試算
- 3 投資以外の経費の試算
- 4 投資・財政計画に未反映の事項
- 5 投資・財政計画の概要

第7章 投資・財政計画

1. 投資試算

投資試算とは、施設・設備の更新や新設のための費用であり、資本的支出の建設改良費に計上しています。

経営戦略の計画期間中においては、管路及びポンプ場の改築、汚水柵の設置、雨水管路の整備に要する経費や流域下水道事業への建設負担金及び建設改良負担金を計上しています。

管路及びポンプ場の改築費用については、ストックマネジメント計画の金額を計上して投資の平準化と効率的な更新に努めます。

なお、建設改良費の財源として企業債を充当することになりますが、企業債の残高が過大にならないように注視する必要があります。

表 7-1 主な建設改良費の内容

内容	実施予定年度	事業費総額
長岡1号幹線	令和3年度～令和6年度	4,500百万円
新青梅街道協定管	令和3年度～令和12年度	520百万円
殿ヶ谷2号幹線	令和6年度～令和8年度	454百万円

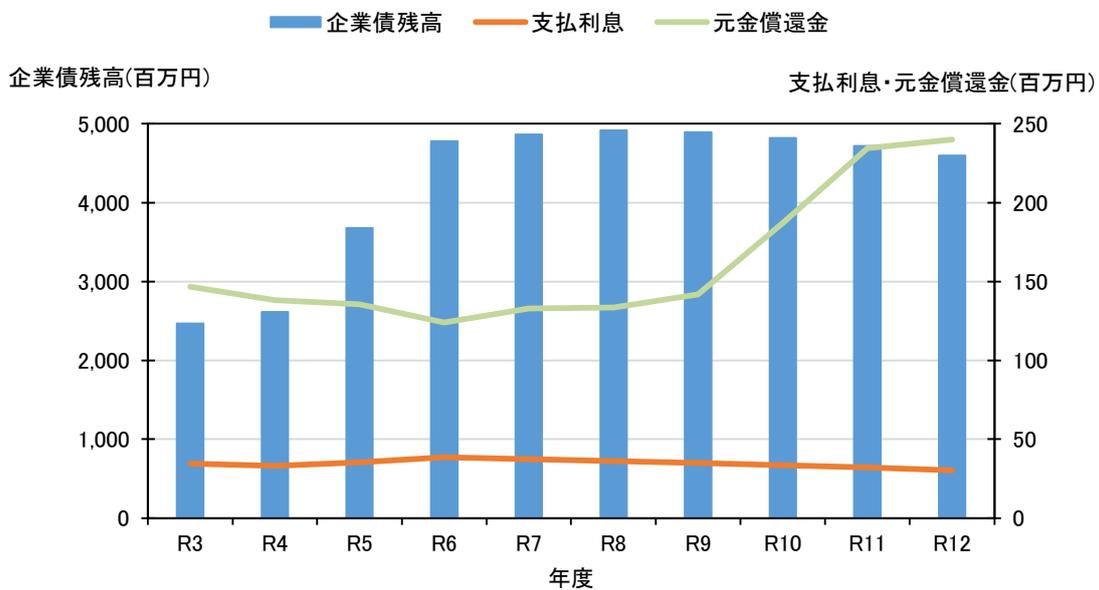


図 7-1 企業債残高と元金償還金及び支払利子の推移

## 2. 財源試算

公営企業における財源については、使用料収入、受益者負担金、国都補助金、企業債、一般会計からの繰入金等があります。なお、地方公営企業法の財務規定等の適用前の経費回収率は100%を超えていましたが、令和2年度の地方公営企業法の財務規定等の適用後は対象経費が償還元金から減価償却費に変更となることで経費回収率が下がる見込みです。

### 使用料収入

使用料収入については、将来の事業環境で記載したとおり、将来の処理区域内人口及び有収水量の減少を見込んでいるため、使用料収入も減少を見込んでいます。

### 受益者負担金

受益者負担金は下水道が整備された区域内の土地所有者等（受益者）に対して、下水道事業の一部を負担していただくものです。令和4年度に32百万円、令和5年度～令和8年度に各年度2百万円を見込んでいます。

### 国都補助金

国都補助金は対象事業の建設改良費及びストックマネジメント計画に基づく改築等に対して見込んでいます。

### 企業債

企業債は建設改良費の財源としての借入れであり、国や都の補助を受ける事業では建設改良費からこれらの補助金を充当した残りの一部に対して借入れることを見込んでいます。

### 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は一般会計から下水道事業に繰出される金額で、下水道事業費用及び資本的支出の財源として、負担金又は出資金として繰り入れるものを見込んでいます。

### 3. 投資以外の経費の試算

投資以外の経費は、維持管理費や職員給与費等です。

維持管理費は過去の実績等から将来の経費を見込んでいます。施設の維持管理についての民間業者への委託による民間活力の一部導入も、継続して見込んでいます。なお、流域下水道事業への維持管理負担金は汚水処理水量と連動しますので、将来の汚水処理水量と連動するように見込んでいます。

職員給与費は、現在の組織体制が維持されることを前提に見込んでいます。

### 4. 投資・財政計画に未反映の事項

現在行っている、施設の維持管理の民間委託に加えて、今後は、さらなる経営の効率化を目指し、他団体の動向等も踏まえて民間活力の導入等の検討を行っていきます。

また、平成30年度に東京都、関係市町村、東京都都市づくり公社で構成する下水道事業の広域化・共同化検討会を設置し、令和4年度に広域化・共同化計画を策定する予定ですが、投資・財政計画には見込んでいません。

一般会計からの繰入金について、収益的収入及び資本的収入のいずれにおいても基準外繰入が生じています。公営企業においては使用料収入をもって経営を行う独立採算が原則となり、基準外繰入金をゼロとすることが基本となります。基準外繰入金をゼロにするために経営改善の一つの手法である使用料の改定について、投資・財政計画には見込んでいませんが今後検討すべき事項と認識しています。

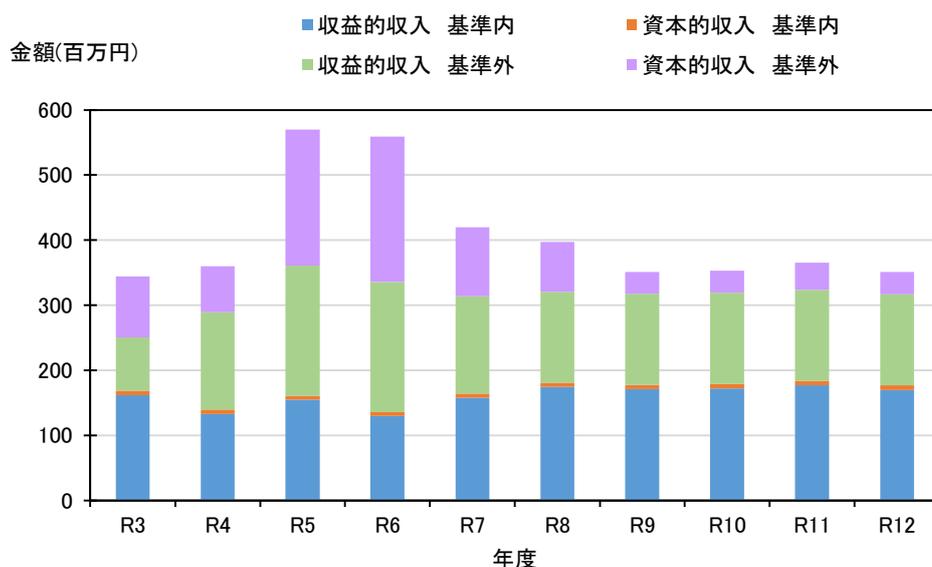


図 7-2 一般会計からの繰入金の推移

## 5. 投資・財政計画の概要

## 収益的収支

経営戦略の計画期間中においては、各年度で純利益が計上される見込みとなっています。ただし、令和3年度の純利益が5百万円であるのに対して、令和6年度の純利益が88百万円、令和12年度の純利益は34百万円となる見込みであり、経営戦略の計画期間の前半は純利益の金額が増加するものの後半になると純利益の金額が減少します。

これは、収益的収入が令和3年度から令和6年度まで120百万円増加する一方で令和6年度から令和12年度までに92百万円減少し、収益的支出が令和3年度から令和6年度まで37百万円増加する一方で令和6年度から令和12年度までに38百万円減少するためです。

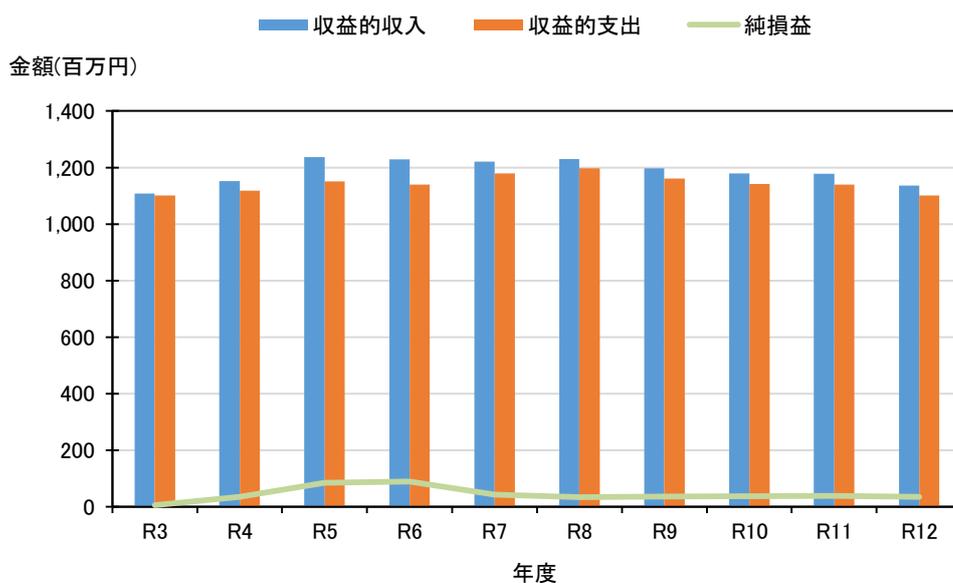


図 7-3 収益的収支の推移

## 資本的収支

長岡 1 号幹線工事や殿ヶ谷 2 号幹線工事といった比較的規模の大きな建設改良費が計上される年度においては、資本的収入及び資本的支出が多額となる見込みです。

経営戦略の計画期間中においては、各年度で資本的支出が資本的収入を上回りますが、資本的収入が資本的支出に不足する額は損益勘定留保資金等で補填し、資金収支上の問題は生じない見込みとなっています。

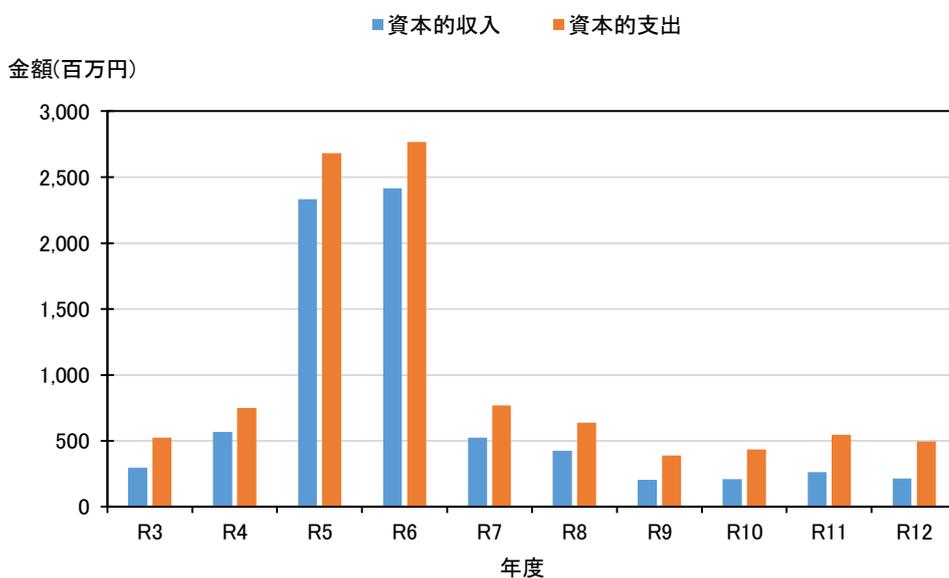


図 7-4 資本的収支の推移

## 第8章 整備目標

- 1 「基本方針1：快適に暮らせるまち」
  - (1) 汚水対策の推進
  
- 2 「基本方針2：安全に安心して暮らせるまち」
  - (1) 雨水対策の推進
  - (2) 耐震化の推進
  - (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）
  - (4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）
  
- 3 「基本方針3：健全な下水道経営」
  - (1) 財政の安定化

第8章 整備目標

1. 「基本方針 1：快適に暮らせるまち」

(1) 汚水対策の推進

表 8-1 汚水対策の推進 整備目標

項目	内容
目標	未整備区域の汚水整備を推進し、生活環境の改善や残堀川・不老川の水質保全を図り、快適に暮らせるまちを目指します。
現状 (令和元年度末時点)	【下水道普及率98.1%】 平成24年度末の96.7%から1.4ポイント普及が進みました。
短期計画 (令和3年度～令和7年度)	事業計画区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 98.5%
中期計画 (令和8年度～令和12年度)	都市計画決定区域内の整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。
長期計画 (令和13年度～令和32年度)	開発事業等に合わせて整備を進めます。 目標：下水道普及率 100%を目指します。

## 2. 「基本方針 2：安全に安心して暮らせるまち」

### (1) 雨水対策の推進

表 8-2 雨水対策の推進 整備目標

項目	内容
目標	雨水整備を推進し、ゲリラ豪雨や大型台風による浸水被害の軽減を図り、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和元年度末時点)	【雨水整備率46.0%】 平成24年度末の45.8%から0.2ポイント整備が進みました。
短期計画 (令和3年度～令和7年度)	長岡1号幹線、殿ヶ谷2号幹線の整備を進めます。 目標：雨水整備率 54.3%
中期計画 (令和8年度～令和12年度)	幹線整備に基づく面的整備を進めます。 土地区画整理事業に合わせて雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 58.9%を目指します。
長期計画 (令和13年度～令和32年度)	中期計画に引き続き、雨水整備を進めます。 目標：雨水整備率 70.0%を目指します。

(2) 耐震化の推進

表 8-3 耐震化の推進 整備目標

項目	内容
目標	地震被害の軽減を図るため、施設の耐震化を推進します。また、災害時に避難所での快適な生活環境が維持できるように、マンホールトイレの設置を推進し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和元年度末時点)	平成25年度に「瑞穂町下水道総合地震対策計画」を策定するとともに、平成27年度に「瑞穂町公共下水道業務継続計画」を策定しました。 また、避難所の2施設にマンホールトイレを合計11基設置しました。
短期計画 (令和3年度～令和7年度)	駒形污水中継ポンプ場の耐震化を含めた改築計画を策定します。また、マンホールトイレの設置を進めます。 目標：駒形污水中継ポンプ場の改築計画の策定 マンホールトイレ設置数 75基
中期計画 (令和8年度～令和12年度)	駒形污水中継ポンプ場の改築計画に基づき、ポンプ場の耐震化及び圧送管路の2条化を進めます。 目標：駒形污水中継ポンプ場の耐震化 圧送管路の2条化
長期計画 (令和13年度～令和32年度)	管路の耐震化を、ストックマネジメント計画との整合を図り実施していきます。 目標：管路耐震化率 100%を維持します。

## (3) 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査）

表 8-4 維持管理体制の充実（計画的な点検・調査） 整備目標

項目	内容
目標	道路陥没等の未然防止や下水道管路の流下機能を確保するため、管路の計画的な点検・調査を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。
現状 (令和元年度末時点)	令和元年度に「瑞穂町公共下水道ストックマネジメント実施方針」を策定しました。
短期計画 (令和3年度～令和7年度)	ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)
中期計画 (令和8年度～令和12年度)	短期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)
長期計画 (令和13年度～令和32年度)	中期計画に引き続き、点検・調査を実施します。 目標：点検調査延長 (5km/年)

(4) 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新）

表 8-5 維持管理体制の充実（効率的な改築・更新） 整備目標

項目	内容
目標	<p>施設の長寿命化を図りながら効率的に施設の改築・更新を実施し、安全に安心して暮らせるまちを目指します。</p>
<p>現状 (令和元年度末時点)</p>	<p>平成26年度に策定した「瑞穂町下水道維持管理計画」に基づき、全ての污水本管のテレビカメラ調査を実施しました。</p>
<p>短期計画 (令和3年度～令和7年度)</p>	<p>駒形污水中継ポンプ場の改築・更新を実施します。 目標：駒形污水中継ポンプ場の改築計画策定</p>
<p>中期計画 (令和8年度～令和12年度)</p>	<p>ストックマネジメント計画の点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：維持管理データの整理</p>
<p>長期計画 (令和13年度～令和32年度)</p>	<p>中期計画に引き続き、点検・調査結果に基づき、改築・更新の詳細設計を実施します。 目標：下水道施設機能の確保 100%</p>

### 3. 「基本方針3：健全な下水道経営」

#### (1) 財政の安定化

表 8-6 財政の安定化 整備目標

項目	内容
目標	財政の安定を持続的に進めていくため、下水道施設の適正な維持管理や適切な事業執行を行い、収支バランスのとれた健全な下水道経営を目指します。
現状 (令和元年度末時点)	【経費回収率116%】 平成24年度から継続して100%を超える経費回収率を達成しています。令和2年4月1日より公営企業会計に移行し、経費回収率の対象経費が償還元金から減価償却費に変更になったことから、経費回収率が令和3年度に76.2%に下がる見込みです。
短期計画 (令和3年度～令和7年度)	今後の収支バランスを考慮し、下水道経営健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%
中期計画 (令和8年度～令和12年度)	短期計画に引き続き、今後の収支バランスを考慮し、下水道経営の健全化に努めます。 目標：経費回収率80.0%
長期計画 (令和13年度～令和32年度)	下水道使用料の適正化を図り、効率的な事業を実施し、経費回収率を維持します。 目標：経費回収率 100%



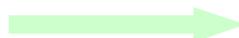
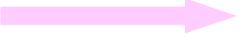
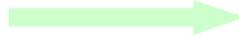
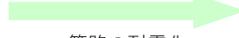
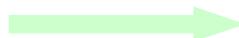
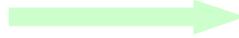
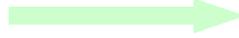
## 第9章 総合計画

- 1 総合計画のスケジュール
- 2 総合計画図

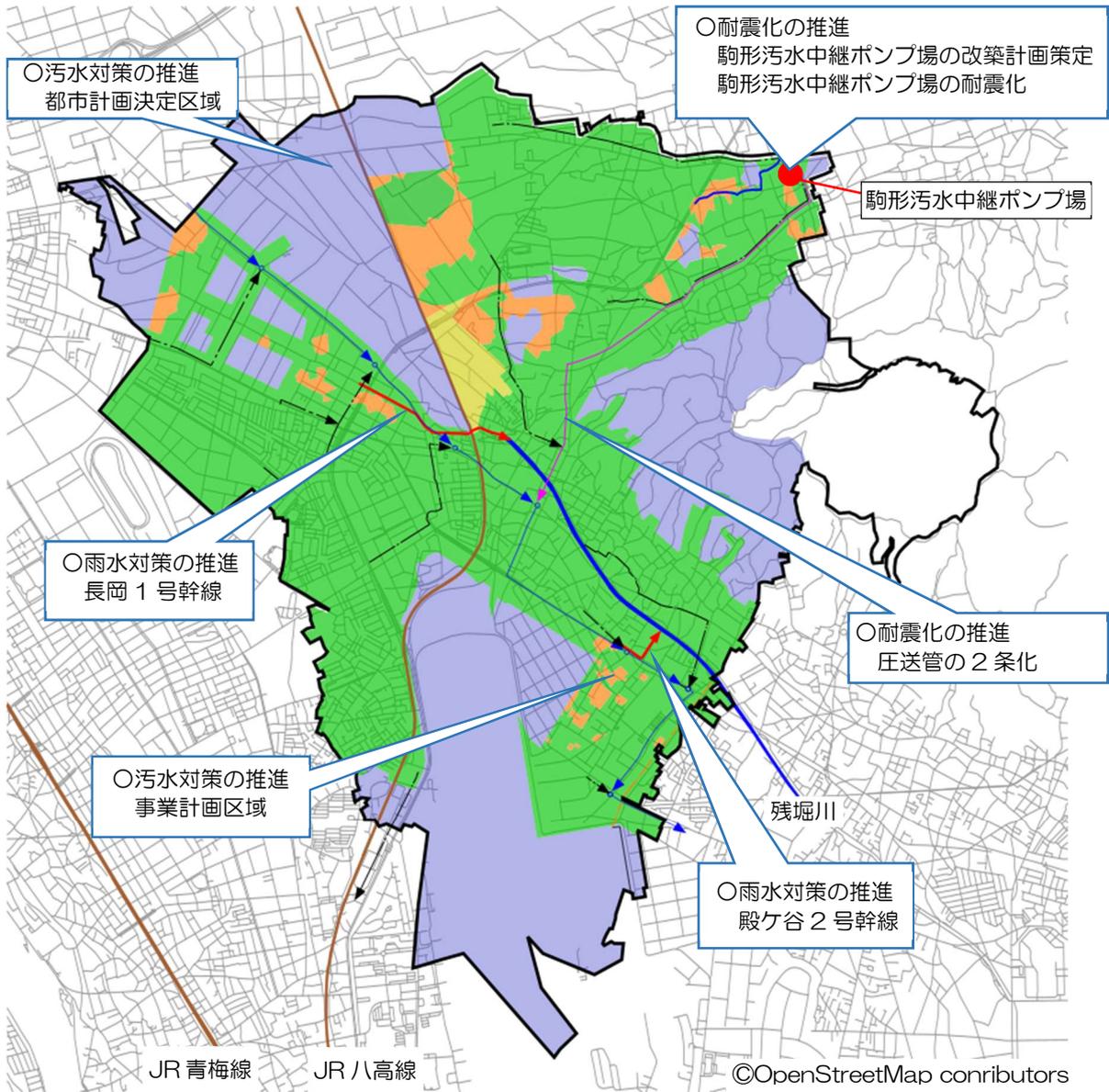
第9章 総合計画

1. 総合計画のスケジュール

表 9-1 総合計画のスケジュール

基本方針	主要な施策	短期計画 (令和3年度～令和7年度)	中期計画 (令和8年度～令和12年度)	長期計画 (令和13年度～令和32年度)
快適に暮らせるまち	(1)汚水対策の推進	 事業計画区域内の整備	 都市計画決定区域内の整備	 開発事業に合わせて整備
	整備目標	下水道普及率：98.5%	下水道普及率：100%	下水道普及率：100%
安全に安心して暮らせるまち	(1)雨水対策の推進	 長岡1号幹線の整備 殿ヶ谷2号幹線の整備	 幹線整備に基づく面的整備 土地区画整理事業地内の整備	 中期計画に引き続き 雨水整備を推進
	整備目標	雨水整備率：54.3%	雨水整備率：58.9%	雨水整備率：70.0%
	(2)耐震化の推進	 駒形汚水中継ポンプ場改築計画策定 マンホールトイレの設置	 駒形汚水中継ポンプ場耐震化 圧送管路の2条化	 管路の耐震化
	整備目標	駒形汚水中継ポンプ場改築計画の策定 マンホールトイレ設置：75基	駒形汚水中継ポンプ場耐震化 圧送管路の2条化	管路耐震化率：100%維持
	(3)維持管理体制の充実 (計画的な点検・調査)	 ストックマネジメント計画に基づく点検・調査	 ストックマネジメント計画に基づく点検・調査	 ストックマネジメント計画に基づく点検・調査
	整備目標	点検調査延長 (5km/年)	点検調査延長 (5km/年)	点検調査延長 (5km/年)
	(4)維持管理体制の充実 (効率的な改築・更新)	 テレビカメラ調査結果の整理	 ストックマネジメント計画の見直し	 ストックマネジメント計画に基づく改築・更新
	整備目標	駒形汚水中継ポンプ場改築計画の策定	維持管理データの整理	下水道施設機能の確保 100%
健全な下水道経営	(1)財政の安定化	 下水道経営健全化	 下水道経営健全化	 下水道経営健全化
	整備目標	経費回収率：80.0%	経費回収率：80.0%	経費回収率：100%

2. 総合計画図



凡例

- |   |  |
|---|--|
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#00b050; border:1px solid black;"></span> 整備済み区域 | <span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed black; margin-right:5px;"></span> → 主な汚水幹線               |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff8c00; border:1px solid black;"></span> 短期計画   | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#0000ff; border:1px solid black;"></span> → 流域下水道幹線 |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffff00; border:1px solid black;"></span> 中期計画   | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff00ff; border:1px solid black;"></span> → 圧送管     |
| <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#8080ff; border:1px solid black;"></span> 長期計画   | <span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff0000; border:1px solid black;"></span> → 主な雨水幹線  |

図 9-1 総合計画図



## 第10章 資料編

- 1 改定の経緯
- 2 委員名簿
- 3 設置要綱
- 4 経営比較分析表
- 5 投資・財政計画

第10章 資料編

1. 改定の経緯

瑞穂町下水道プラン改定の経緯

委員会等	日付	検討内容等
第1回	令和2年10月8日	下水道プラン改定の趣旨 経営戦略の概要 投資・財政計画（案）について
第2回	令和2年12月24日	下水道プラン改定版の内容確認
意見聴取	令和3年1月8日～ 令和3年1月25日	パブリックコメントによる意見聴取
第3回	令和3年1月27日	パブリックコメントの結果報告 下水道プラン改定版の最終報告

## 2. 委員名簿

### 瑞穂町下水道プラン策定委員会名簿

委員会役職	職名
委員長	都市整備部長
副委員長	都市整備部都市計画課 下水道担当主幹
委員	都市整備部都市計画課長
委員	企画部企画課長
委員	住民部地域課長
委員	住民部環境課長
委員	都市整備部建設課長

### 3. 設置要綱

#### 瑞穂町下水道プラン策定委員会要綱

(平成24年9月7日)  
(訓令第 10 号)

#### (設置)

第1条 町の下水道事業について、取り組むべき課題を明らかにし、当該課題を解決するための計画を策定するため、瑞穂町下水道プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討し、町長に報告する。

- (1) 下水道施設の整備に関すること。
- (2) 下水道施設の改築、更新、耐震改修等に関すること。
- (3) 雨水関連施設の整備に関すること。
- (4) 下水道事業に係る経営に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 都市整備部長
- (2) 企画部企画課長
- (3) 住民部地域課長
- (4) 住民部環境課長
- (5) 都市整備部都市計画課長
- (6) 都市整備部都市計画課下水道担当主幹
- (7) 都市整備部建設課長

#### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって、終了する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長に都市整備部長を、副委員長に都市整備部都市計画課下水道担当主幹をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

附 則

この訓令は、発令の日から施行する。

附 則（令和2年5月25日訓令第11号）

この訓令は、発令の日から施行する。



収益的収支

5. 投資・財政計画

区分	年度	前年度 (決算見込)	年度											
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
1. 営業収益	(A)	558,893	467,299	462,383	487,853	493,184	514,493	514,866	514,297	511,644	508,802	505,778		
(1) 手数料収入		411,158	403,001	407,212	404,919	402,626	400,332	397,508	394,684	391,859	389,035	386,211		
(2) 受託工事の収益	(B)													
(3) その他		147,735	64,298	55,172	82,934	90,558	114,160	117,358	119,613	119,784	119,767	119,567		
2. 営業外収益		685,197	640,657	689,821	788,691	735,359	707,049	714,653	682,436	667,164	668,326	690,125		
(1) 補助金		111,226	179,509	228,887	303,806	252,814	206,200	219,276	201,451	199,605	205,130	195,802		
(2) 他会計補助金		111,226	179,509	228,137	292,006	239,614	193,600	197,426	191,701	192,655	197,680	190,502		
(3) その他補助金			750		11,800	13,200	12,600	21,800	9,750	6,950	7,450	5,300		
3. 長期前受金収入		573,958	461,147	460,932	484,883	489,543	500,847	495,476	480,983	467,557	463,194	434,322		
(1) 収入		13	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
(2) 繰上		1,244,091	1,107,956	1,152,704	1,236,544	1,228,543	1,221,542	1,229,520	1,196,733	1,178,807	1,177,127	1,135,904		
4. 営業費用	(C)	1,099,799	1,067,540	1,085,102	1,115,835	1,109,976	1,141,836	1,160,185	1,126,441	1,108,723	1,107,335	1,071,087		
(1) 職員給与		28,294	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348	28,348		
(2) 経費		1,071,505	1,039,192	1,056,754	1,087,487	1,081,628	1,113,488	1,131,837	1,098,093	1,080,375	1,078,987	1,042,739		
(3) 減価償却費		630,403	637,620	646,489	655,987	695,919	738,843	739,857	731,277	720,224	718,900	688,017		
(4) 営業外費用		48,581	34,567	33,052	35,452	38,659	37,385	36,245	34,917	33,575	32,110	30,421		
(5) 支払利息		38,470	34,567	33,052	35,452	38,659	37,385	36,245	34,917	33,575	32,110	30,421		
(6) その他		10,111												
5. 繰上		1,148,381	1,102,107	1,118,154	1,151,287	1,139,635	1,179,220	1,196,430	1,161,359	1,142,298	1,139,445	1,101,508		
6. 繰上		95,710	5,849	34,950	85,256	89,908	42,321	33,089	35,375	36,509	37,682	34,395		
7. 繰上		13,481												
8. 繰上		82,229	5,849	34,950	85,256	89,908	42,321	33,089	35,375	36,509	37,682	34,395		
9. 繰上		82,229	88,078	122,128	207,389	299,293	338,614	371,703	407,078	443,586	481,269	515,664		
10. 繰上		179,335	104,189	137,801	66,535	18,439	56,078	119,978	224,320	286,371	297,988	305,385		
11. 繰上		33,348	6,966	7,039	7,000	6,960	6,920	6,872	6,823	6,774	6,725	6,676		
12. 繰上		284,759	238,168	281,592	731,078	762,986	285,037	261,887	245,425	283,903	313,898	306,193		
13. 繰上		146,752	138,168	135,601	124,097	132,878	133,589	141,885	187,147	234,552	240,004	245,411		
14. 繰上		114,591	100,000	145,991	606,981	630,108	151,447	120,002	58,278	59,351	73,894	60,781		
15. 繰上		(A)-(B)												
16. 繰上														
17. 繰上		558,893	467,299	462,383	487,853	493,184	514,493	514,866	514,297	511,644	508,802	505,778		
18. 繰上														
19. 繰上														
20. 繰上														
21. 繰上														
22. 繰上														
23. 繰上														
24. 繰上														
25. 繰上														
26. 繰上														
27. 繰上														
28. 繰上														
29. 繰上														
30. 繰上														
31. 繰上														
32. 繰上														
33. 繰上														
34. 繰上														
35. 繰上														
36. 繰上														
37. 繰上														
38. 繰上														
39. 繰上														
40. 繰上														
41. 繰上														
42. 繰上														
43. 繰上														
44. 繰上														
45. 繰上														
46. 繰上														
47. 繰上														
48. 繰上														
49. 繰上														
50. 繰上														
51. 繰上														
52. 繰上														
53. 繰上														
54. 繰上														
55. 繰上														
56. 繰上														
57. 繰上														
58. 繰上														
59. 繰上														
60. 繰上														
61. 繰上														
62. 繰上														
63. 繰上														
64. 繰上														
65. 繰上														
66. 繰上														
67. 繰上														
68. 繰上														
69. 繰上														
70. 繰上														
71. 繰上														
72. 繰上														
73. 繰上														
74. 繰上														
75. 繰上														
76. 繰上														
77. 繰上														
78. 繰上														
79. 繰上														
80. 繰上														
81. 繰上														
82. 繰上														
83. 繰上														
84. 繰上														
85. 繰上														
86. 繰上														
87. 繰上														
88. 繰上														
89. 繰上														
90. 繰上														
91. 繰上														
92. 繰上														
93. 繰上														
94. 繰上														
95. 繰上														
96. 繰上														
97. 繰上														
98. 繰上														
99. 繰上														
100. 繰上														

※ 各数値は千円単位で四捨五入して表示しているため、合計または差額で求められる値は、表示されている値の合計または差額と一致しない場合があります。

資本的収支

区分	前年度 決算 見込	年度										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
資本的収入	247,453	171,115	289,845	1,193,979	1,228,229	216,870	184,215	117,436	118,505	132,992	119,930	
うち資本費平準化債												
うち他会社計出資金	185,864	100,385	76,743	214,888	229,125	112,642	82,865	40,275	40,810	48,053	41,522	
うち他会社計補助金												
うち他会社計借入金												
うち他会社計入金												
6. 国(都道府県)補助金	27,839	21,525	169,033	922,279	956,520	193,095	153,405	46,463	46,825	80,850	51,975	
7. 固定資産売却代金	1,118	53	32,000	2,000	2,000	2,000	2,000					
8. 工事負担金	1,764	1,621	882	882	882	882	882	882	882	882	882	
9. その他	463,838	294,699	568,503	2,334,008	2,416,756	525,489	423,366	205,055	209,021	262,777	214,309	
(A)のうちの翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
総計 (A)-(B) (C)	463,838	294,699	568,503	2,334,008	2,416,756	525,489	423,366	205,055	209,021	262,777	214,309	
資本的支出	480,654	377,907	612,364	2,545,993	2,642,999	635,249	503,349	244,449	248,949	309,949	254,949	
1. 建設改良費	16,250	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	16,355	
うち職員給与	148,762	146,752	138,168	135,601	124,097	132,878	133,589	141,885	187,147	234,552	240,004	
2. 企業償還金												
3. 他会社計長期借入返還金												
4. 他会社計への支出金												
5. その他												
総計 (D)-(C) (E)	629,416	524,659	750,532	2,681,594	2,767,096	788,127	636,938	386,334	436,096	544,501	484,953	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)-(E) (F)	165,578	229,960	182,029	347,586	350,340	242,639	213,572	181,278	227,075	281,724	280,644	
補填財源	56,445	176,473	143,293	191,103	198,591	204,010	183,326	164,847	210,449	255,706	253,695	
1. 損益勘定留保資金	38,785	22,723		10,440						6,757	10,064	
2. 利益剰余金処分額												
3. 繰越工事資金												
4. その他	70,348	30,764	38,736	146,043	151,749	38,629	30,246	16,432	16,626	19,260	16,885	
総計 (E)-(F) (G)	165,578	229,960	182,029	347,586	350,340	242,639	213,572	181,278	227,075	281,724	280,644	
他会社計借入金残高 (G)												
企業償還金 (H)	2,441,117	2,465,480	2,617,157	3,675,535	4,779,667	4,863,658	4,914,283	4,889,834	4,821,191	4,719,631	4,599,557	
○他会社計繰入金												

区分	前年度 決算 見込	年度										
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収益的収支	258,665	243,606	283,119	354,750	329,982	307,570	314,594	311,124	312,249	317,257	309,879	
うち基準内繰入金	180,136	161,748	133,119	154,750	129,982	157,570	174,594	171,124	172,249	177,257	169,879	
うち基準外繰入金	78,529	81,858	150,000	200,000	200,000	150,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
資本的収支	185,864	100,385	76,743	214,888	229,125	112,642	82,865	40,275	40,810	48,053	41,522	
うち基準内繰入金	7,147	7,119	6,345	6,072	5,666	6,511	6,535	6,569	6,654	6,663	6,651	
うち基準外繰入金	178,517	93,266	70,398	208,796	223,459	106,131	76,330	33,706	34,156	41,390	34,871	
合計	444,329	343,991	359,861	569,618	559,108	420,212	397,459	351,399	353,059	365,310	351,401	

※ 各数値は千円単位で四捨五入して表示しているため、合計または差額で求められる値は、表示されている値の合計または差額と一致しない場合があります。

## 瑞穂町下水道プラン

令和3年3月改定

**発行：瑞穂町**

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

TEL：042-557-0501（代表） FAX：042-556-3401

URL：<http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

編集：都市整備部都市計画課



瑞穂町